令和元年教育福祉委員会会議録

- 1. 招集年月日 令和元年9月13日
- 2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
- 3. 開 会 令和元年9月13日 午前8時58分 委員長宣告
- 4. 審査事項
 - 1 付託議案

議案第 52 号 可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 53 号 可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

2 報告事項

- (1) 児童センター・児童館の指定管理の運営状況について
- (2) 幼児教育無償化について
- (3) 地域包括ケアシステムについて
- (4) ふれあいの里民間譲渡について
- (5) 小学校講師の逮捕にかかる経過と対応について
- (6) 蘇南中学校大規模改造事業について
- (7) 小学校及び中学校通学区域審議会への諮問について
- (8) 部活動運営の現状と今後の方針について
- (9) 市立小中学校、保育園・幼稚園給食調理等業務委託にかかる事業者選定の状況 について
- 3 協議事項
 - (1)委員会の年間活動計画について
 - (2) 行政視察について
- 5. 出席委員 (7名)

 委員長田原理香 副委員長 川合敏己

 委員亀谷光 委員冨田牧子

 委員野呂和久 委員中野喜一

 委員松尾和樹

- 6. 欠席委員 なし
- 7. 説明のため出席した者の職氏名

 こども健康部長
 尾
 関
 邦
 彦
 教育委員

 高齢福祉課長
 水
 野
 修
 福祉支持

 こども課長
 河
 地
 直
 樹
 子育てき

 教育総務課長
 石
 原
 雅
 行
 学校教

 学校約食センター所長
 玉
 野
 貴
 裕

教育委員会事務局長額額新吾福祉支援課長飯田晋司子育て支援課長水野伸治学校教育課長奥村恒也

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 伊左次 敏 宏 議会総務課長 梅 田 浩 二

 議会事務局
 議会事務局

 書
 記
 方
 期
 書
 記
 山口紀子

〇委員長(田原理香君) おはようございます。それでは、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、そして委員長の許可を得てからお願いします。また、マイクのスイッチを入れてお話しください。

それでは初めに、議案第 52 号 可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

〇こども課長(河地直樹君) おはようございます。こども課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案のほうを説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第52号ですけれども、資料番号1番の議案書27ページと、資料番号11の提出議案説明書3ページをお願いいたします。

それではお願いいたします。当条例改正は、10 月から実施されます幼児教育・保育の無 償化による子ども・子育て支援法等の改正によるものでございます。

改正内容につきましては、第2条に定めてあります市立幼稚園、いわゆる瀬田幼稚園の保育料の上限月額を1万2,300円としているものを、ゼロとするとともに、同条第2項の病気などで欠席した場合や、第3条の災害等の場合における保育料の減免について削除するものでございます。また、第4条に定めております預かり保育について、第2項において預かり保育を利用した場合には、50円を徴収することを規定しておりましたが、10月からは保育の必要性が認められた家庭の子供については無償となり、一部の方からは預かり保育の保育料を徴収することがなくなるため、改正後は預かり保育の保育料の額を設定する旨の条文に表記を変更するものでございます。

施行日は10月1日としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(田原理香君) これより議案第52号に対する質疑を行います。
- ○委員(冨田牧子君) その預かり保育のところでちょっとお伺いするわけですけど、一部は 預かり保育のお金を取る必要はないと。それで、その他の人はあるというそこの分ける基準 は何ですか。
- **Oこども課長(河地直樹君)** 幼稚園に入られる方は、保育園と違いまして就労等の保育の必要性がない方も幼稚園を使う方もいらっしゃいますし、就労してみえる方ももちろんいらっしゃいますけれども、その中で就労してみえて保育の必要があると認められる方については預かり保育の保育料のほうが無償となるということで、その方については無償になりますのでその方からは徴収しないということで、分かれることになります。以上です。
- **〇委員(冨田牧子君)** そうすると、就労ではなくて、例えばこの日にどうしても何か用事が あって預かり保育をお願いしたいという場合はそれは徴収の対象になるということですか。

- **Oこども課長(河地直樹君)** そうです。保育する必要性があるということは、保育園と同じように就労証明書を出していただいて、通常的に就労してみえる方が、その保育の必要性が認められるということになりますので、そういう方のみ無償となります。以上です。
- ○委員長(田原理香君) ほかはよろしかったでしょうか。
- ○委員(野呂和久君) まず関連で、先ほどの預かり保育が必要であるというふうにされた方 についてですが、たしか、預かり保育についても月額の上限があるというふうに認識してお るんですが、例えば夏季休暇のような夏休み、そんなような長期の休暇のときだと預かり保育料が上限を超える可能性というのはないでしょうか。
- ○委員長(田原理香君) こども課長、よろしかったでしょうか。
- **〇こども課長(河地直樹君)** 確認させていただいて、後ほど回答させてください。
- ○委員長(田原理香君) わかりました。

ここで、先ほどから保育が必要であるというところでのお話が出ておりますけれど、新しい方もおられますので、この保育が必要であるというこの条件をちょっと教えていただけますでしょうか。

- **〇こども課長(河地直樹君)** 保育園の要件、保育の必要性ということで今認めている条件としましては就労ですね。就労で1日4時間以上、月15日以上、1カ月で60時間以上というふうになっております。そのほかに、妊娠、出産、それから保護者等の疾病、あと看護ですね。あと、求職活動ということで、こういうことで就労等で保育の必要性が認められる方については預かり保育の保育料が無償になるということでございます。
- ○委員長(田原理香君) ありがとうございます。保育が必要であるということの条件がおわかりになったかと思いますが、ほかに質疑はございませんでしょうか。

ございませんか。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前9時07分

再開 午前9時16分

- ○委員長(田原理香君) それでは再開いたします。
- **〇こども課長(河地直樹君)** 申しわけございませんでした。

先ほどの預かり保育の上限額についてですけれども、上限額が月額で決まっております。 1万1,300円から1万6,300円までの上限額がございます。それで、この上限額につきましては、3歳以上のお子さんについては1万1,300円、それから、満3歳児で保育の必要性があり、住民税非課税の方は1万6,300円、預かり保育のほうの保育料が無償になります。

こちら、月額上限額ですので、先ほど野呂委員がおっしゃいました夏季休暇で預かり保育料がこれを超えた場合はどうなるかということにつきましては、これは月の上限額でございますので、これを超えた分は自己負担が発生するということでございます。以上です。

○委員(野呂和久君) 一部の方とはいえ、上限を超える方も出てくる可能性がありますので、

この辺の保護者への説明等はこれからということでしょうか。

- **Oこども課長(河地直樹君)** 保護者のほうは、各園に回らせていただいて細かなところ、全ては説明できませんけれども、全てが無償になるわけではないですよということは説明をさせていただいていますので、あとは個々に応じて所得等や利用状況に応じて、説明をさせていただくということになると思います。
- ○委員長(田原理香君) ほかはよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言ございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより、議案第 52 号 可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。よって、議案第 52 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしま した。

次に、議案第 53 号 可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

〇こども課長(河地直樹君) それでは、続きまして資料番号同じように、番号1の議案書 29 ページをお願いいたします。

提出議案説明書は3ページとなります。よろしくお願いします。

議案第 53 号 可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

当条例改正は、先ほどの議案第 52 号と同様に、10 月から実施されます幼児教育・保育の無償化による子ども・子育て支援法等の改正によるものでございます。改正内容は、保育料を規定する第 6 条の別表について、市立保育園の保育料の上限月額が 3 歳以上の子供は標準時間 3 万 300 円、短時間が 2 万 9,000 円となっているのをゼロに改正するものでございます。施行日は 10 月 1 日としています。

以上です。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(田原理香君) 質疑はございませんでしょうか。
- **〇委員(野呂和久君)** ゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯の方を対象にした条文といいますか、それについてはどういう扱いになるんでしょうか。

- **○こども課長(河地直樹君)** こちらのほうは、規則のほうでそれぞれ所属の階層に応じてゼロ歳から2歳の方の保育料を規定しておりまして、それは必要に応じて改正をしていきますので、規則において住民税非課税の方についてはゼロ円というふうで、規則のほうで定めていきたいということで考えております。
- **〇委員長(田原理香君)** そうした規則があるということですね。ありがとうございます。 ほかに質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

発言はございませんね。

それでは討論を終了いたします。

これより議案第 53 号 可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。よって、議案第 53 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしま した。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、ここで議事の都合により暫時休憩といたします。

関係部課長以外の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでございました。

休憩 午前9時23分

再開 午前9時24分

○委員長(田原理香君) それでは、会議を再開したいと思います。

これから、報告事項が続きますが、教育福祉委員会が新しくなりまして、それで新しい方もいらっしゃいます。これから教育福祉委員会として、特に必要であろうと思うようなことを、皆さんの御意見もお聞きしながら執行部の方にお願いをしました。たくさんございますが、執行部の方、説明のほうよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項1つ目、児童センター・児童館の指定管理の運営状況についてを議題 といたします。この件に関しまして、執行部の説明を求めます。 **〇子育て支援課長(水野伸治君)** 資料がございませんので、口頭にて御説明させていただきます。

まず具体的な事業につきまして、主なものを御説明してまいります。

指定管理者は、児童センター・児童館の設置目的や市の子育ての基本理念を踏まえた上で、サービス向上と質の確保に取り組まれております。指定管理者が平成 27 年当時に指定管理に当たっての提案書の中で、事業者が目指す児童館として掲げた3つの柱がございます。その1つ目、子供たちの生きる力の項目につきまして、こちらは遊びを通じた健全育成ですとか、ともに遊び、子供をサポートしていくことを上げてございます。七夕会や敬老の日、クリスマス会などの季節の行事では、日ごろの感謝の気持ちを込めてプレゼントをつくり、ドッジボールやシャボン玉遊び、たこ揚げなどの遊びの教室では、遊びを通しての友達づくりができております。

さらに、自主事業でありますスポーツ鬼ごっこでは、異なる年齢の子供たちの中にチーム ワークやリーダーシップが生まれ、さらにはコミュニケーション能力も身についてくるよう です。また、平成 29 年度に発足した子供運営委員会では、子供たちがみずから各種行事の 準備や運営、片づけなどに取り組んでおりまして、これらの事業や遊びを通じて、人を思い やったり、社会性や協調性などを養い、情操豊かな子供になるよう各種事業に取り組まれて おります。

続きまして、2つ目の地域との共生につきまして、こちらはふれあい祭りや七夕会、地区センター祭りなどの地域ふれあい行事に非常に多くの子供さんが参加して、地域の方々と触れ合い、交流しております。平成 29 年度から実施しております地域防災ふれあい会、こちらでは、ボランティアの方々と交流しながら、有事の際の行動の仕方なども学んでおりまして、地域と触れ合う機会を多くつくることで、地域の方が子供たちを見守ってもらうことにつながると考えており、事業に取り組まれております。

また、ママと遊ぼうやすくすく広場、お話タイム、子育てパートナーによる子育て相談などを実施して、親子での触れ合いや、母親同士の交流などを通じまして、地域の子育て支援にも取り組まれております。さらに、中央児童センターを除く3館につきましては、今年度から地域子育て支援拠点としまして、定期的な相談日をふやしまして、悩みや不安を抱える子育て世代への対応をしてございます。

そして、3つ目の人と人とのきずな、こちらにつきましては、異世代交流をキーワードとしております。地域と触れ合う事業などに加えまして、民生児童委員の子育てサロンや、ボランティアによる読み聞かせ、クラブ活動などたくさんの個人の方や団体が館の活動に御協力をいただいて、事業が実施できております。事業や活動を通じまして、地域の人や支えてくれる人たちとのきずなを深めまして、連携して子育て世代の安心づくりの実現のために各種事業に取り組まれております。

中央児童センターにつきましては、開館以降多くのボランティアの方々、活動に御協力を いただいてはおりますが、地域と触れ合う機会をまだこれからふやしていくというのが課題 として上げられると思います。

平成 30 年9月に実施されました可児市指定管理者選定評価委員会の外部評価では、積極的な取り組みも行われており、順調な運営が行われていると評価されました。また、半期ごとに行われております各館の利用者アンケートにおきましても、設備等への要望はあるものの、施設は楽しい、利用しやすい、スタッフの対応がいいといった評価をいただいていることから、指定管理者において適正に管理運営されていると考えております。

次に、現場の危機管理について御説明いたします。

危機管理につきましては、職員及び利用者に継続して危機管理意識を持ってもらうために 各活動を実施されております。年度初めには、指定管理者が作成した危機管理マニュアルに 基づきまして、職員研修を実施しております。また、毎月開催するリーダー会におきまして は、各センター、館で実際に発生したヒヤリハットの内容を情報共有しまして、再発防止や 対応方法について確認されてございます。

各センター、館におきましては、職員会議を開催いたしまして、情報共有や施設の安全点 検を実施するとともに、避難訓練や消火活動の体験、不審者対応、交通安全教室等の各種防 犯、防災訓練を実施されています。以上でございます。

- **〇委員長(田原理香君)** ありがとうございます。順調な運営をされているということでしたが、皆様質疑はございませんでしょうか。
- ○委員(冨田牧子君) 2点、1つは中央児童センターにこっとで、男の方がいらっしゃっているいろ大きい年齢の子供たちに気配りをしていただいてやっていただいているのですごくありがたいというお話がありましたが、他館を見ると、来ないということもありますけれど女性ばかりですよね、スタッフがね。やっぱり何かああいう形でもっと大胆にいろんなことができる、他館もそういう体制になってもらえるといいかなあと思うことが1点。

もう1点は、帷子の児童センターですが、大変古くなっておりまして、この建てかえについてはどういうふうに考えてみえるのかお聞きをしたいです。

〇子育て支援課長(水野伸治君) まず1点目、男性の職員につきまして、にこっとにつきましては、議員おっしゃるように夜とか不安な部分があるということで、支援担当のほうで男性職員をということで、にこっとのほうには職員がおりますが、ちょっとほかの館につきましても、職員の方からいろんなヒアリングをさせていただいて、今後の対応を支援担当にも伝えさせていただきたいと思います。

2点目、帷子のほうにつきましては、確かに御要望等はございますので、総合政策課のほう等要望はさせていただいておりますが、防犯等もございますので、カメラの設置等、こちらとしては要望等は上げさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員(冨田牧子君) 防犯のカメラの話ではなくて、本体の建てかえというか帷子の、もう古いですよね。どうしてもやっぱりもっと大きな子に来てもらうようにはなかなかなっていないですし、もうちょっと帷子の児童センターをいいものに建てかえていただいて、場所もいろいろ考えてもらうといいと思うんですけれど、そういう要望も自治連合会のほうからも

出ておりますので、ぜひ真剣に考えていただきたいと思うんですけど。要望です。

- **Oこども健康部長(尾関邦彦君)** 施設につきましては、全市的にFMというファシリティマネジメントの中で考えておりますけれども、帷子児童センターにつきましてもまだ耐用年数ございますので、基本的には改修しながら使っていくという今は段階でございますので、また建てかえという時期が来れば、具体的にどのような施設がいいかということも含めて検討はしていきたいと思いますが、今のところは直しながら使っていくという段階であるということでございますので、よろしくお願いいたします。
- **〇委員(亀谷 光君)** 児童センターの件ですが、耐用年数は、今手元に資料があるかどうか、 これ何年になっていますかね。
- **〇こども健康部長(尾関邦彦君)** ちょっと今手元に資料ございませんので、済みません。
- ○委員長(田原理香君) ほかございませんか。
- **○副委員長(川合敏己君)** 御説明ありがとうございました。とてもいい話をいっぱい聞けてよかったなあと思いますけれども、市が考える当面の課題ですね、この児童館に関して。そういったものがあればぜひお聞かせいただきたいんですけれども。
- **〇子育て支援課長(水野伸治君)** 課題といいますのは、市全域で考えますと平成 30 年度、 4館合わせて 10 万人ほどの利用者の方に利用していただいております。市全体で考えます と、当然にこっとができましたことでふえたことではございますが、適正な利用をこれから もしていただくことと、あと、先ほど申し上げたにこっとにおきます地域とのつながり、こ ちらは今後運営委員会等で意見を通していきたいと思っております。以上でございます。
- **○委員長(田原理香君)** ありがとうございます。ほかございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、私のほうから2つほどお聞きしたいと思います。

地域でのきずなだったり触れ合いということは大事にされていると、その条件のうちの一つとして書いてありましたとおりやっていらっしゃると思いますが、地域への呼びかけ、なかなか回覧等だけでも、なかなかそういった地域への呼びかけということが見えてきませんが、それはどのようにされていらっしゃるんでしょうか。

- **〇子育て支援課長(水野伸治君)** 担当のほうから直接聞いたわけではございませんが、事業報告のほうで私ども受けた中で、またリーダー会の中では、各事業においてボランティアの方を地元のほうでなるべくお願いをしておるということで、ただそれ以上のことで働きかけというのは申しわけございません、現段階では私ども聞いておりませんでした。
- ○委員長(田原理香君) そうですよね。なかなか回覧があってこういうことがありますよという日程表じゃないですけどカレンダーみたいなのが回覧で来るだけで、ふだんかかわっていらっしゃる方はその中でお声がけがありますけれど、地域全体とかいろんな方々が、地域にはお年寄りの方もいっぱいいらっしゃって、ちょっと行こうかなということにはなかなかならないようなので、ぜひそういったさっき課題とおっしゃいましたので、その辺をお願いいたします。

そしてもう一つ、この夏も大勢の子供さんたちが児童館に行ったことかと思いますが、そういった先ほど現場の危機管理ということにおきまして、子供たちの対応についてはいかがでしたでしょうか。

- ○子育て支援課長(水野伸治君) にこっとを含めまして4館、夏休みにおきましてはかなりの子供さんに御利用いただいております。にこっとにおきましては、夏休み期間子育で健康プラザマーノの研修会議室を開放しまして、昨年度におきますと 1,700 人ほどが研修室に勉強ですとか自由な時間を過ごしに来ていただいております。これは、にこっとがかなり御利用いただいて、中が混雑している状況で館の中にあふれておったということで、昨年から対応しております。ほかの3館におきましても、当然にこっとにおきましても、夏休みにおいては職員を増員して対応しております。ただやはり、ほかの館におきましては 12 時から1時という食事の時間を一部屋に設けております。その辺の中で弁当をまとめて置いておくというところの衛生面の管理はかなり職員としても注意をしておるということはありますが、当面の職員の対応ということでは、4館ともできておるかと思っております。以上です。
- ○委員長(田原理香君) ありがとうございます。今そういった衛生管理におきましても、やっていらっしゃるということですが、ぜひこういった指定管理ですけれども、やはり時々は見に行かれると、様子を皆さん職員の方々と集まる機会があって、そのときにお聞きするだけじゃなくて、やっぱり現場もたまには見に行くということが必要かと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

ほか、質疑ございませんでしょうか。

- ○委員(松尾和樹君) 済みません、ボランティアの募集というところでなんですけれども、 地域のボランティアの方々と連携しながらという先ほどの話の流れでなんですけど、可児市 の場合は可児市ボランティア連絡協議会というのがあるようです。これが社会福祉協議会の 中に入っているということなんですかね。そうすると、ボランティアを募集する際はこうい った可児市ボランティア連絡協議会のほうに連絡をされて、先ほどの資料配付等々というの はされているというような認識でよろしかったでしょうか。
- **〇子育て支援課長(水野伸治君)** ボランティアにつきましては、各それぞれの館がいろんな 形でメニューを考えてみえます。読書であったり手遊びだったりということで、各地域にお 見えになる団体さん、例えば母親クラブですとか読み聞かせサークルとか、それぞれの地域 にございますボランティアのサークル既存のところを地域のほうで御依頼をされておるとい うことで聞いております。以上です。
- ○委員長(田原理香君) ありがとうございます。

ほか質疑ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件については終了したいと思います。

この児童館、児童センターにおきましては、指定管理になりましたけれども、最初に指定 管理の条件のときに、3つのことをしっかり守っていただくということで指定管理になった かと思います。そういった原点をぶれることなくお進めいただきたいと思います。よろしく お願いいたします。

それでは、次の報告事項に行きたいと思います。

次の報告事項、幼児教育無償化についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

Oこども課長(河地直樹君) それでは、幼児教育無償化について説明をさせていただきます。 それで、A3の資料をお出ししておりますけれども、この資料を説明させていただく前に、 6月の委員会にも幼児教育無償化について説明をさせていただきましたが、その中で、保育 園の副食費について説明させていただきましたけれども、その説明の中で一部誤りがありま したので、訂正させていただきますのでその点について説明をまずさせていただきたいと思 いますので、よろしくお願いいたします。

副食費の算定の説明の中で、副食費の設定で過去の実績に基づいて算定した数値に消費税 10%を乗じて算出したというふうで申し上げましたが、飲食料品につきましては、軽減税率の適用を受けるため、原則8%のままです。このため、2%の差、金額にしますと1カ月当たり75円ほどの差が生じる結果となりました。この取り扱いについてですが、調味料などの一部お酒類については10%の課税がされることとなり、税率の違うものが混在する可能性があること、また、ことしの4月から7月までの食材料費の状況を平成30年度の同時期と比較しますと、約2.8%増加していること、さらに、できる限りよい食事を提供したいという現場の声もあることなどから、6月に説明しましたとおり4,200円で副食費を設定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、1年ほどの実績の状況を見ていた中で、安く調達できるということであれば値下げをし、逆に調達が困難ということであれば値上げをするなど実態に合わせた見直しは当然ながら行っていきますのでよろしくお願いいたします。

- **〇委員長(田原理香君)** ありがとうございます。御訂正があったということですが、皆さんよろしかったでしょうか。
- ○委員(松尾和樹君) その副食費の額についてお伺いしてもよろしいですか。内閣府が発表している数字だと 4,500 円でとなっていて、多分お隣の美濃加茂市とか多治見市さんも同様に 4,500 円となっていると思うんですけど、可児市が 4,200 円になっているというのは、なるべく利用者、保護者負担を軽くするためにということで 4,200 円になっているということでよろしいですか。
- **○こども課長(河地直樹君)** 副食費設定のほうが、実費負担ということになりますので、どれだけ食材費がかかったかに対しての保護者の負担を求めるということですので、本市のほうも過去の副食費を見まして、それに基づいて1人当たりの副食費を算定した結果、こういう金額が出ましたので、実費負担ということでそれを保護者の方に負担していただきたいということで設定させていただきました。
- ○委員(松尾和樹君) つまり、内閣府が出している制度上の数字、基準が4,500円だけれど

も、可児市で食材等調達しようと思った場合は、4,200 円でできるということでその数字になっているということですね。ありがとうございます。

- **Oこども課長(河地直樹君)** そうですね、国のほうは 4,500 円ということで目安として出しておりますので、できるだけ 4,500 円を目安としてくださいということはありますけれども、それはやはり各園の実情とかございますので、公立園に限らず、私立保育園のほうも、各食材費の購入等に合わせて、各園で副食費を設定されることになります。以上です。
- **〇委員長(田原理香君)** この件におきましてはよろしかったでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、改めまして、次の報告事項、幼児教育無償化についてを議題といたします。この件に関しまして、執行部の説明をお願いいたします。

〇こども課長(河地直樹君) じゃあA3の資料を提出させていただきますので、それに基づいて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

幼児教育・保育の無償化の対応についてということで、資料ナンバー1番になっております。A3 横の資料ですけれども、順番に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

幼児教育・保育の無償化につきましては、2月と6月に説明をさせていただいていること もありますので、内容が重複する部分がございますけれども御了承いただきたいと思います のでよろしくお願いいたします。

それでは、順番に市内にある対象施設に準じて、上から順番に説明をさせていただきます ので、よろしくお願いいたします。

まず保育園についてでございます。施設数は9になっておりますけれども、対象者のほうはゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯の子供及び3歳から5歳の子供が対象となります。参考人数となっております。これは、それぞれのゼロ歳から2歳の住民税非課税の世帯の子供とか、3歳から5歳の子供が何人いるかということで、5月1日時点の人数を出させていただいておりますので、あくまでも参考ということで見ていただきたいと思います。

それから、右へ行っていただきまして、無償化になる保育料ですけれども、保育園につきましては保育料全額無償となります。

それから、先ほどの副食費につきましては、ゼロ歳から2歳につきましては変更はございません。主食、副食費とも保育料に含まれている状況で、こちらのほうには変更はございません。

3歳から5歳につきましては、主食費は実費負担でしたけれども、副食費は保育料に含まれておりました。無償化後については、副食費も実費負担というふうに変更がされます。それで、副食費の額でございますけれども、先ほども申し上げましたように私立保育園については各園で設定されることになります。公立園については、4,200円ということでございます。

あと、実費負担となります副食費に関しては減免措置が国のほうで設けられます。こちら

のほうは、年収360万円未満相当の子供と、第3子以降の子供さんの副食費については減免がされます。こちらは公立、私立とも同じ対応となります。

それから、一番右の国の負担金等でございますけれども、私立保育園につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということになります。公立のほうは、市の負担が10分の10となります。それから、米印2をつけてありますけれども、こちらのほうですね、令和元年度の半年につきましては国と市の負担に対して国の地方特例交付金がございます。先ほど副食費の関係で、副食費は4,200円というふうに申し上げましたけれども、あと主食費のほうは500円というふうになっておりますので、公立保育園につきましては、給食費としては4,700円ということになります。

続きまして、幼稚園のほうをお願いいたします。

幼稚園につきましては、市内に私立の幼稚園が8施設、公立幼稚園が1つということになります。計9となりますけれども、対象者につきましては3歳から5歳のお子様が対象になります。私立の幼稚園で無償化となる保育料につきましては、月額上限2万5,700円となります。公立幼稚園につきましては、子ども・子育て支援制度に移行しているため、全額無料となります。それから、副食費につきましては、各園でこちらのほうも設定をされます。

瀬田幼稚園につきましても、副食費のほうを設定しております。額につきましては、副食費3,340円というふうに設定をさせていただいています。幼稚園のほう、これまで給食費のほうは実費負担でございましたけれども、保育園と同様に副食費に関して先ほどのある一定の年収以下の方と第3子以降の方については減免措置がございますので、副食費の額を設定するということで各園でも設定をしていただいて、瀬田幼稚園では3,340円という副食費を設定させていただきました。瀬田幼稚園のほう、副食費は3,340円で、あと主食費は360円ということで、給食費のほうは3,700円ということになります。

先ほど、公立保育園が 4,700 円というふうで説明させていただいて、瀬田幼稚園のほうは 3,700 円というふうになり、1,000 円ほど違いがございますけれども、年間の開園日数が違いますので、月々の負担も変わってくるということでございます。

それから、無償化による国等の負担につきましてですけれども、私立幼稚園の保育料に関しては国が2分の1、それから県と市が4分の1ずつの負担となります。それから、副食費につきましては、国が3分の1、県と市が3分の1ずつというふうになります。公立幼稚園につきましては、市の負担が10分の10ということになります。

続きまして、預かり保育についてでございます。預かり保育につきましては、先ほども少し説明をさせていただきましたが、対象者につきましては満 3 歳のお子様ですね、誕生日が来て最初の 4 月までということの満 3 歳となります。それから 3 歳から 5 歳のお子様になります。満 3 歳のお子さんについては、住民税非課税世帯の子供さんが対象となります。いずれも、保育の必要性の認定が必要となります。人数につきましては、無償化の対象になる方の人数は今申請等受け付けをしておりますので、現在はつかめておりません。それから無償化の上限額につきましては、満 3 歳の方が 1 万 6,300 円、3 歳から 5 歳の方が 1 万 1,300 円

となります。こちらの預かり保育に関しての負担につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということになります。

続きまして、認可外についてをお願いします。認可外保育施設は市内に9つございます。 うち2つについては休止中になっております。認可外保育施設については、指導監督基準と いうのがございますけれども、7つの施設のうち、指導監督基準を満たしている施設は、予 定を含めて4施設となっております。残り3施設については、現段階で指導監督基準を満た しておりませんが、外国人の子供世帯が多く利用している施設もあり、認可保育所と同様の 役割を果たしていることから、指導監督基準を満たしていない園は、経過措置の5年を設け て無償化の対象とすることとしております。

認可外保育施設の対象者は、保育園と同じですが、こちらのほうは保育の必要性の認定が必要となります。無償化の額は、ゼロ歳から2歳の方が4万2,000円、3歳から5歳が月額3万7,000円の上限額となっております。副食費については、無償化によって制度等の変更はございません。副食費の額についても、各園で設定されています。一番右の、認可外保育施設の無償化に対する行政の負担としましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということになります。

一番下ですね、企業主導型保育施設です。こちらのほうも無償化の対象となっております。こちらの対象はゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯の子供さん、3歳から5歳のお子さんが対象となります。いずれも保育の必要性がある子供さんが対象となります。企業主導型につきましては、従業員枠と地域枠というのがございますけれども、従業員枠の方については自動的に保育の必要性があるという子供さんになりますけれども、地域枠の方については、保育の必要性の認定が必要になります。

保育料の無償化につきましては、標準的な利用料金の金額が無償となります。

続きまして、2番の保護者等への説明状況でございます。各園の関係者への説明と保護者への説明をそれぞれ実施しております。関係者には、説明会の席において園長等に説明をさせていただいております。保護者の方に対しては、説明希望がありました園に対して参観日等の際に出向き、制度の概要等を直接説明してきております。

以上、制度の概要や保護者等への説明状況を説明させていただきました。現在の事務の状況といたしましては、私立幼稚園の預かり保育とか認可外保育施設、それから病児保育等の施設に対して、無償化の対象になることについての施設を確認する作業が必要ですので、書類等を出していただいている状況でございます。

それから、私立幼稚園と認可外保育施設については、無償化の認定手続が必要でございまして、これは各保護者さんから出していただく必要がございますので、園を通じて市のほうに申請書を出していただいている状況でございます。

入園申し込みの状況はどうなのかということについてもあわせて説明をさせていただきます。数字的にちょっと把握はしておりませんけれども、窓口を対応している職員に確認してみましたけれども、著しく増加しているというところはないというところです。数字ではな

い感覚的な話なんですが、そういう感覚はないということでした。

あと、先ほど条例改正について2本審議をいただきましたけれども、幼児教育・保育無償化によってもう一つ条例の改正が必要になりまして、可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例というのがございまして、こちらのほうも改正が必要なんですけれども、こちらのほうは改正箇所がとても多いものですから、国のほうもそれを認識しておりまして、1年間は内閣府令の改正を条例で定めたものとみなすということになっております。経過措置が設けられておりますので、改正内容をしっかり精査した上で今後の議会で上程をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いします。

- **〇委員長(田原理香君)** ありがとうございます。この無償化の対応につきまして、わかりやすく表におまとめいただき、お手数をおかけしました。ありがとうございます。
 - それでは、皆様質疑ございませんでしょうか。
- ○委員(冨田牧子君) 前、6月に御説明いただいたとき、4,700 円の給食費になると従前の保育料よりもそれが高くなるという部分の方が 20 世帯ほどあるのではないかというお話がありましたけど、実際にはどうですか。
- **○こども課長(河地直樹君)** まだ数字の対象のほうはまだ拾えていませんので、何世帯になるかということはまだ確認できておりませんけれども、360 万円以上から 470 万円未満の年収で高校生までの兄弟がいらっしゃる第3子のある世帯が 20 世帯いらっしゃったということは多分いらっしゃるのではないかという予測はしております。
- **〇委員(冨田牧子君)** そういうふうに実際に出てきたりしますと、逆転しちゃったところに対しては何か救済措置とか激変緩和措置とかありますか。
- **Oこども課長(河地直樹君)** 逆転するという世帯がありますけれども、現段階では国の制度 に基づいて今無償化を進めておりますので、現段階では措置のほうは考えておりません。
- **〇委員長(田原理香君)** ありがとうございます。 ほか質疑ございませんでしょうか。
- ○委員(冨田牧子君) 今年度は国のほうからお金が来るということでいいんですが、来年度 以降、これを見ると公立保育園 10 分の 10 市が出す、それから公立幼稚園 10 分の 10 という ことで、保育園がすぐさま私は市がやらなくなるとかそんなことは思っていないわけですけ れど、一つ心配なのは公立幼稚園ですね。今までも瀬田幼稚園のことでありましたよね、過 去に。今後こういうことになると、10 分の 10、この瀬田幼稚園でも市が負担しなければい けないということになって、この幼稚園のあり方をどうするかとか、またそういう議論がひ ょっとして出てくるんではないかと思うんですけど、そんなことはなくて現行のままずうっ とこれからも行くというふうでお考えですか。
- **〇こども課長(河地直樹君)** 無償化において、瀬田幼稚園をどうするかというのは全く話は しておりませんけれども、市町村の負担がふえるということがあると思いますけれども、そ の場合、負担については地方交付税のほうで需要額に算定されるということも聞いておりま

すので、全部地方で負担するのではなくて、地方交付税で国のほうもそれを手当てするというふうになっておりますので、そこら辺は全部持ち出しというふうにはならないかなあというふうに思っております。以上です。

○委員(冨田牧子君) 瀬田幼稚園は本当に、その当時もそうでしたけど、すばらしい教育実践をやってみえて、どこからも通いたいという皆さんの希望もありましたし、それでそのままちゃんと残ったわけですので、ぜひそうした今までのいきさつも考えて、将来なくすとかそんなことはしないでいただきたいなと思うわけです。

もう一点、実際にこの幼児教育の無償化をするときに、本当は政府は約束として保育士さんの処遇改善もするということになっておりましたけど、そこは全く置き去りにされておって、このことだけになっているんですけど、処遇改善の問題については何か今後そういう見通しとかあるわけでしょうか。今本当に保育士さんがなかなか集まらないということで、市も賃金の部分でちょっとは上げていただきましたけど、国のほうが大元でもっとやってくれないと、本当に保育園とか幼稚園はいっぱいふえたけれども、保育をしてくださる保育士さんが足らないということではとても大変なことになると思いますので、そこら辺はどうでしょうか。

- **Oこども課長(河地直樹君)** 処遇改善につきましては、これまでも処遇改善ということで年々基本給とあと手当のほうですね、処遇改善ということで実施をされていますので、国の制度に合わせて運営費の上乗せをして支出している状況です。それからあとは、保育士不足に関しては手当のほうもございますし、あと負担の軽減ということがありますので、補助者を雇用した場合の補助を出すとか、そういうことで離職防止等も国のほうはやっておりますので、市のほうもそれに合わせて負担をして、保育士の確保をしている状況でございます。以上です。
- ○委員長(田原理香君) ほか、どなたか質疑ございませんでしょうか。

それでは私から1つお願いします。今保育士の処遇改善のお話が出ましたが、この担当部署の方の処遇改善じゃないですけれど、非常に御多忙で、スタッフ、職員不足だという話も聞きますが、そちらのほうの改善の見通しとか何かそういった話は現場で出ていますでしょうか。

Oこども課長(河地直樹君) 委員長おっしゃるとおり、保育係、幼稚園係おりますけれども、 どの職員も多忙で、時間外勤務もやっていただいている状況です。対応としましては、まず 10月になりますので、ここをまず乗り越えることで今職員頑張ってやっております。

あと、職員のほうは臨時さんもありますけれども、先ほど申し上げましたように認可外保 育所を対象にするということで、そちらのほうが新たに業務がふえます。認可外保育所につ きましては、可児市にございます認可外保育所は外国籍の子供さんが多く通ってみえますの で、その対応をするために通訳ですね、ポルトガル語とタガログ語の通訳を9月から新たに 採用して対応することをしております。それから、臨時職員さんですね、冬場だけ頼む臨時 職員さんもございます。通常の入園の申し込みを入力する臨時職員を頼んでいますけれども、 その方についても前倒しをして9月から来ていただいて無償化に関する申し込み申請書類の 処理のほうをやっていただいている状況でございます。以上です。

○委員長(田原理香君) ありがとうございます。こうした専門職の方も必要でしょうし、時期も集中してということにもなってくるでしょうけど、こういった職員の方々の声も聞きながら、少しでも処遇改善につながればと思って発言させていただきました。ありがとうございます。

ほか質疑ございませんでしょうか。

- ○委員(松尾和樹君) 今の最後のお話の部分の通訳の対応という部分をもう少し詳しくお伺いしたいんですけど、何人採用されて、その方がそれぞれどのように動かれるかお聞かせください。
- Oこども課長(河地直樹君) 現在、こども課に所属している通訳さんは、ポルトガル語1名、タガログ語1名いらっしゃいます。こちらの通訳さんはこども課の配属になっておりますけれども、子育て健康プラザ マーノには健診とかいろんな形で外国籍の方がいらっしゃいますので、こども課の窓口もやりながら健診等の対応もしている状況でございますけれども、それでも今結構人づくり課に急遽頼んだりとか不足している状況ですので、これで認可外保育所の関係者との調整とか、保護者との調整が出てまいりますので、そのためにもう1名ずつタガログ語1名、ポルトガル語1名増員をしておりまして、今子育て健康プラザマーノにはタガログ語2名、ポルトガル語2名の通訳が在籍しているということでございます。以上です。
- ○委員長(田原理香君) ほか質疑ございませんでしょうか。
- **〇子育て支援課長(水野伸治君)** 先ほど報告事項1の中で、亀谷委員のほうからお問い合わせいただきました帷子児童センター、耐用年数でございます。こちらの帷子児童センター、昭和58年建築、鉄筋コンクリート造となりますので、耐用年数としては60年、令和で言いますと24年までということになります。よろしくお願いいたします。
- ○委員長(田原理香君) ありがとうございます。ほか質疑ございますか。
- **○こども課長(河地直樹君)** 無償化以外のことでもよろしいでしょうか。別の案件について の説明をさせていただいてもよろしいですか。追加でちょっと1つ報告事項あります。全く 幼児教育無償化と関係のない話で1点報告をさせていただきたいと思いますのでよろしくお 願いいたします。

ことしの5月に起きました大津市で園児の列に交差点で車が突っ込んだという交通事故が ございました。こちらの事故を受けまして、可児警察署が保育園、幼稚園に対しまして調査 を行いました。そうしている中で、全国一斉に緊急安全点検を実施しますということになり ました。こちらの緊急安全点検につきましては、未就学児が通園する施設から、危険箇所を 抽出していただきまして、その箇所について道路管理者や警察署、あと道路関係者が合同点 検を実施しまして、今後の交通安全対策を検討していくこととなりました。今各施設から上 がってきた市内の箇所につきましては、13 施設から 21 カ所報告がございましたので、その 箇所につきまして9月に先ほど申し上げました関係機関によって、現地の合同点検を実施する予定にしております。その点検が終わりました後、関係機関で交通安全対策を検討して実施していく予定にしております。

以上報告です。よろしくお願いいたします。

○委員長(田原理香君) ありがとうございます。

それでは、先ほど幼児教育無償化につきましての御説明をいただきましたが、この件につきまして質疑はよろしかったですか。

[挙手する者なし]

では発言もないようですので、この件に関しては終了したいと思います。

それでは、9時から行ってまいりました。1時間 10 分たちましたので、ここで休憩をとらせていただきます。

それでは10時20分まで休憩とさせていただきます。ありがとうございました。

休憩 午前 10 時 11 分

再開 午前 10 時 19 分

○委員長(田原理香君) 会議を再開します。

次の報告事項は、地域包括ケアシステムについてです。これは、特に前回の引き継ぎ事項 にもございますけれど、高齢者ができる限り住みなれた地域で在宅を基本としてというとこ ろで大事な大事なシステムでございます。ぜひしっかりお聞きしたいと思います。

それでは、この件に関しまして執行部の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○高齢福祉課長(水野 修君) それでは、高齢福祉課から地域包括ケアシステムについて御 説明をいたします。

お手元の資料番号2、可児市における地域包括ケアシステムについてごらんいただきたい と思います。

まず、地域包括ケアシステムとは、というところについてでございます。

団塊の世代が75歳以上となります2025年(令和7年)以降につきましては、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。このような状況の中で、厚生労働省は地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて地域包括ケアシステムを構築するよう各自治体に求めております。

地域包括ケアシステムは、高齢者ができる限り住みなれた地域で在宅を基本とした生活が 継続できるよう、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが連携をいたしまして、高 齢者を包括的に支援するという仕組みでございます。

こちらにあります資料の図を見ていただくとわかりますように、高齢者をさまざまな機関、専門職、地域など包括的に支援していくものでございます。そして、これは介護保険制度の地域支援事業の中で取り組みが行われておりまして、地域支援事業は介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業、任意事業で構成されております。これらの事業に必要な費用

は、国・県・市による公費と 65 歳以上の第1号被保険者の保険料、40 歳から 64 歳の第2 号被保険者の保険料で負担をしております。

続きまして、可児市の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて御説明をいたします。

資料の地域包括ケアシステム図の左の部分、医療と介護についてをごらんいただきたいと 思います。

文章での詳細につきましては、資料の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの中の1. 在宅医療・介護連携の推進をごらんいただきたいと思います。

平成 26 年の介護保険法改正によりまして、資料にあります①から⑧の8事業項目について市町村が行う地域支援事業に位置づけ、取り組むこととされました。これらの事業を活用し、地域の実情に応じた在宅医療と介護の連携体制の構築と充実を図っていくことになります。

市では、多職種連携により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を目指しております。在宅医療・介護連携推進PT会議「かけそばネット」と言いますが、これを医療介護に携わっている専門職の皆さん、そして御嵩町と一緒に開催しております。ここでは専門職同士の風通しのいい関係づくりを行っておりまして。ワンコイン交流会ですとか、専門職向け研修会、事例検討会などに取り組んでおります。

また、地域住民への普及啓発といたしまして、市民向け啓発講演会を行っております。平成 30 年度は平成 31 年 3 月 10 日に実施しておりまして、約 300 人の方が御参加をいただいております。また、連携拠点の設置や退院支援ルールの導入に向けた協議も行っております。続きまして、資料の地域包括ケアシステム図の右の部分、地域活動について御説明をいたします。まずこの中の介護予防のところでございます。

文章のほうの資料では、裏ページですね。2の一般介護予防事業をごらんいただきたいと 思います。

市では、介護予防に係る講座等を開催しております。主なものといたしましては、認知症 予防教教室、口腔予防教室の開催、それから、ほかにサロン等に理学療法士等を派遣してお ります。また、まちかど運動教室はことしの8月現在、23 カ所で実施しております。今後 はまだ開催されていない地区を中心に計画的に展開していきたいと考えております。

続いて、図の地域のところでございます。

資料では、3.地域の支え合い活動の推進でございます。

市では、14 の地区社会福祉協議会が開催しております地域福祉懇話会を支援いたしまして地域課題を共有しておりますし、各地域包括支援センターで個別事例を通して地域課題の把握、共有を行う地域ケア個別会議を開催しております。また、生活支援コーディネーターを配置し、連携を取りながら地域支え合い活動を推進していくほか、支え合いの地域づくりに向けた機運を醸成していくためのあんしんづくりフォーラムを開催するなど、地域の支え合い活動を支援しております。

続いて、資料の地域包括ケアシステム図の中の中央下の部分にあります包括支援センター についてでございます。

文章のほうでは、4.地域包括支援センターの運営をごらんいただきたいと思います。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的機関としての役割を担っておりまして、地域の高齢者の相談、介護予防のためなどの支援などを行い、高齢者の保健 医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関でございます。市内には、資料にあるように6地区の地域包括支援センターを設置しております。

このように地域包括ケアシステムには、そのほかに市が入っておりますし、民生児童委員、 可児市社会福祉協議会などもかかわりながら、地域で高齢者とその家族を支える仕組みとな っております。

以上、包括ケアシステムの説明でございます。

- ○委員長(田原理香君) ありがとうございます。 質疑はございませんでしょうか。
- ○委員(冨田牧子君) ごめんなさい。この前の決算質疑の続きみたいな話なんですけど、ここにまちかど運動教室が載っていますけど、ポレポレ運動教室は載っていないと、だから、もっと統合するとか何かしてやったほうがいいんじゃないかなと私は思ったので、この前聞いたわけですけれど、同じ介護予防ということでたしか出ていたと思うんですけど、まちかど運動教室は帷子のほうでとても評判がよくて、うちの団地でもやっていただいて結構希望が多いんですけれど、そこら辺はこちらにポレポレ運動教室が載っていないんですけど、きちっと位置づけるならこっちへ位置づけるとかをしないとだめなんじゃないですか。
- ○高齢福祉課長(水野 修君) 一応、今回つくらせていただきました資料につきましては、 高齢福祉課所管のもので載せさせていただいております。ですので、ポレポレについても介 護予防の一因はありますけれども、今回はこちらの資料に載せていないということで御理解 をお願いしたいと思います。
- ○副委員長(川合敏己君) 御説明ありがとうございます。

6つの地域包括支援センターがございます。市役所内にもあるわけですけれども、ほかの 地域包括支援センターとの連携はきっとできているんだとは思うんですけれども、活動に際 する温度差といいますか、そういったものというのはございますでしょうか。そういったと ころをちょっとお聞かせください。

- ○高齢福祉課長(水野 修君) 市役所の中にあります可児市地域包括支援センターも広見地 区を担当しておりますが、あわせまして市内の地域包括支援センターを見ていくということ もありますので、そういった中で連携をしながら、ほかのところと大きな温度差もないよう に進めていっておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(田原理香君) 済みません。そのことにおきまして、これは市の職員の方が包括支援センターを随時回って情報共有したり、問題があったらアドバイスをされていくということでしたでしょうか、今の回答は。

- **○高齢福祉課長(水野 修君)** 随時、市の包括支援センターと、そのほか5地区の包括支援 センターと協議がありますので、その中で情報共有したり、こちらのほうからのいろいろな 指導もありますし、御相談もあります。以上でございます。
- ○委員長(田原理香君) ほか、質疑ございませんでしょうか。
- ○委員(松尾和樹君) 御説明ありがとうございます。

冒頭の 2025 年から医療・介護の需要がふえる見込みというお話があったと思いますけれども、この包括ケアシステムの図を見ると医療・介護が左側にあって、右側の介護予防・地域というところですね。ここに力を入れていくことが、恐らく 2025 年の数字を減らすことができるのかなと思うんですけれども、そういった認識で、まず済みません。そもそもなんですけれども、それで間違いないですか。

- **〇高齢福祉課長(水野 修君)** 介護にならないようにということで、今おっしゃられましたとおり、右の介護予防ですね。こういったところには力を入れていくということでございます。
- ○委員(中野喜一君) ちょっと基本的な質問で申しわけないかもしれないんですけれども、 高齢者は在宅を基本とした生活が継続できるようというふうに基本在宅となっているんです が、在宅に適した地域と適さない地域があると思うんですけれども、その辺の線引きの基準 というのがあったらお聞かせ願いたいんですが。
- ○高齢福祉課長(水野 修君) これは基本在宅と申し上げますのは、やはり今まで住みなれていたその地域で余生を過ごしたい、そういった方が多いということで、在宅を基本にという考え方で進めていくと。施設のほうも全ての人に入所していただくというのは、やはり限度もありますので、そういったところも含めて在宅でも見ていける、そういったようなことを進めていきたいというふうに考えておるということでございます。
- ○福祉部長(大澤勇雄君) 今、地域包括ケアシステムについては、これは尾道市の公立のみつぎ総合病院の山口院長さんが地域包括ケアシステムを始めたと言われておりまして、これは昭和49年でございます。

これは、国に在宅ケアの制度がないころでございまして、病院を退院後に寝たきりになってしまうというケースが非常にふえていたということでございます。それで、その理由から訪問看護、訪問リハビリとか、在宅ケアによる寝たきりゼロを目指すというような取り組みを始められたということでございまして、病院の医療の転換、要は健康づくりと介護と福祉との連携が必要だということで、そういった仕組みを構築してみえたということでございます。

- ○委員長(田原理香君) ほか、質疑ございませんでしょうか。
- ○委員(松尾和樹君) 済みません。先ほど 2025 年に向けてというところで、これはやはりどう見ても連携という部分が一つみそになってくるんだなというふうに思うんですけれども、この連携はしっかりとれているというようなことでよろしかったですか。医療、介護・介護予防、地域。

例えばですけれども、医療を受けられた方が、次は処置が終わって介護のほうに行って、介護でリハビリを受けて元気になって今度介護予防を受けられて、介護予防を受けられて元気になって今度は地域に出ていくというこの流れだと思うんですけれども、逆のサイクルで地域で元気な人たちが介護予防を受けることになって、どうしても介護が必要になってという、ここの数を減らしていくということは、やっぱり地域活動をふやしていくということだと思うんですけど、これらの連携というのは、例えば介護が終わった人は、次は介護予防のほうに行ってくださいという、例えば連携だとか、そういった部分はしっかりとれているということでよかったですか。

- ○高齢福祉課長(水野 修君) その連携を今一生懸命つくっておるということで、先ほどもちょっと説明をいたしましたが、医療と介護のほうの連携とか、「かけそばネット」というプロジェクトチームの会議を行っておりますが、そういった中で顔の見える、お医者さんも入りながら、介護の専門職も入りながら、行政も入りながら、そういった人たちがみんな集まっていろんなことを話していきながら、介護連携がとれるような形をつくっておるというところでございます。以上です。
- ○福祉部長(大澤勇雄君) 済みません。いきなり「かけそばネット」というと、なかなか皆さん御理解難しいかと思います。言葉の語源が「駆けつけます。そばにいます」というのが語源ですので、そういうことを目指していくということが「かけそばネット」の発祥です。それで、先ほど松野委員が御質問された、この在宅医療・介護システムの構築に向けた取り組みということで8項目がありまして、その8項目の中の4番目、5番目ですね。こういった今の在宅医療・介護関係者の情報共有ですね。それから、これは入退院時の連携シート

った今の在宅医療・介護関係者の情報共有ですね。それから、これは入退院時の連携シートというのを市内でも取り組んでつくって、それで医療の方から入院時の、要は介護者から医療への連携とか、そういうことも始まっていますので、これは国がこういった8項目を平成30年度までに取り組みなさいよということでやっておりまして、全てがこれを網羅するという今の状態ではないので、これに向けて今順次進んでいるという状況でございます。

○委員長(田原理香君) ありがとうございます。

実際、このワンコイン交流会には私も顔を出させていただいたことがあるんですが、さまざまなお立場の方々がそれぞれグループでいろんな問題を出したり情報共有をされて、それはふだん、なかなかつながりがないところでこういう場があるということで、参加された方々においては非常に好評で、こういう場があるのはいいというお話は聞きました。ありがとうございます。

- **〇副委員長(川合敏己君)** そういう形で、医療、介護、看護、そこら辺がうまくいっているような包括支援センターというのは、何かいい事例とかはもう出てきているんでしょうか。
- ○福祉部長(大澤勇雄君) 今、包括支援センターはそれぞれの地域で非常に頑張っていただいておりまして、それには民生委員さんも非常に頑張っていただいておりまして、やっぱりセルフネグレクトに陥ってしまう老人という方がお見えになったりします。やはりそこは民生委員の方から私どもほうにも連絡が入ったりとか、包括支援センターにも連絡が入ったり

して、市には認知症初期集中支援チームというのが今の可児市の包括支援センターの中にありまして、そこにはお医者さんも含めて、精神科のお医者さんも含めて加わっていただいていまして、そういった初期の事例に対して即応するというような形でやっております。

そういった方が介護認定も受けていないよと。でも、本当に生活が非常に荒れているというか、今回、高齢者を孤立させない仕組みで職員に地域を回ってきてもらうんですけど、やっぱりそこはこの前も答弁の中でお話しさせていただいたように、五感を使ってというのは、やっぱり見てきて、においとか、そういうことも含めて、全体の生活状況を理解した上で、本当に入っていく必要があるのかどうかということを確認していくということで、やっぱり非常にそういった方々に対して、今の包括支援センターの機能として民生委員さんとも連携してどこの包括支援センターも一生懸命やっていただいていますので、十分機能していると考えています。

- ○副委員長(川合敏己君) 各専門機関との協力の中で、地域包括支援センターについてはそうなんですけど、例えば医療連携の部分でいくと在宅での医療ですね。こういったところというのは、比較的市の中でも進み始めていると考えてよろしいんでしょうか。そこら辺のところは結構かなめになると思うんですよね、在宅医療というのは。その点をちょっとお聞かせください。
- **〇高齢福祉課長(水野 修君)** 先ほどの会議の効果もありまして、在宅医療のほうも順次進んでいきつつあるというふうに考えております。
- **〇委員(冨田牧子君)** そのことで、夜間対応型は実際にはどれぐらい機能しておりますか。
- ○福祉部長(大澤勇雄君) 実際のことを申し上げますと、包括支援センターを通じて市のほうに連絡が入ったりもします。それで、包括支援センターの職員も市の職員も駆けつけたりとか、そういった中で、やはり今医師とは顔の見える関係づくりというような形で、あんどうクリニックの院長さんが中心になってやっていただいておりますので、そういった方に相談をさせていただきながら対応するというようなことでもありますので、これはレアなケースかもしれませんけど、市に連絡があれば、そういった形の連携が図れていくということでございます。
- **〇委員(冨田牧子君)** そうすると、余り実績がないということですか、実際問題として。これをつくるのに随分かかりましたよね、やっぱり。
- ○福祉部長(大澤勇雄君) やはり救急の対応というようなことになりますと、救急車が呼ばれて、どちらかというと急性期の救急の病院に搬送されたりとかするわけなんですけれど、そういった中で、例えば縁者を探すとか、もちろんその中でそういう情報を持っているのは包括支援センターの職員であったりとか、民生委員さんであったりとか、そういうことになりますので、いろんな事例が遍在というわけじゃないですけど、たくさんありまして、それぞれに対応をその場に合ったというか、その事例に合った対応をしているというような状況でございます。
- ○委員(野呂和久君) 1の在宅医療・介護連携の推進の一番最後のところの連携拠点の設置

と退院支援ルールの導入に向けて、今協議中というお話だったんですけれども、相談窓口に ついてはまだ協議中ということで、まだ見通しが立ってないということでしょうか。

- ○高齢福祉課長(水野 修君) こちらの相談窓口につきましては、医療関係者からの相談という形の窓口の設置でございますが、どのようにやっていったら一番いいのかというのを連携チームの中でも相談しながら、やはりこちらのサイドから一方的にこういうふうにしましょうという形ではなくて、実際使っていただく医療関係者からの意見をしっかり聞きながらつくっていくということで、協議という形ではありますが、今つくっておるというふうなところでございます。以上です。
- ○委員(野呂和久君) いつごろという、まだ見通しも立っていないというふうに思っていればいいですか。
- ○高齢福祉課長(水野 修君) 見通しとかという形というよりも、むしろできればすぐにやるということになりますので、このぐらいでという話ではないです。協議が調えばすぐにでもやっていきたいというふうには考えております。
- **〇委員(野呂和久君)** あと退院支援のルールの導入ということをもうちょっと具体的に、どういったことですか。
- ○高齢福祉課長(水野 修君) 退院支援といいますのは、大きい病院から地元の病院に移るといったところで、そこの間の中で、やはり速やかにちゃんとした情報が伝達されるかどうかというところですね。こういったところの流れとか、退院された後に在宅になったときにどういうような形で在宅をしていくべきなのかとか、そういったところの支援、そういったところの流れですね。情報共有をしていくというその仕組みをしっかりつくっていくということになりますので、それも医療関係者と一緒に今考えておるというところでございます。以上です。
- **〇委員(野呂和久君)** 先ほどのお話ですと、病院から病院、また病院から御自宅というお話でしたけど、病院から介護施設ということも含めてということでしょうか。
- ○高齢福祉課長(水野 修君) そのパターンも含めてでございます。
- ○福祉部長(大澤勇雄君) 野呂委員の御質問の入院時の連携シートというのは今できていまして、退院時に関して連携のシートが要るんじゃないかということで、今そのシートを協議している段階です。これにはメディカルソーシャルワーカーの方という、要は退院してから地域で過ごしていただく患者さんのための相談相手がメディカルソーシャルワーカーと言われている方なんですけど、それは病院にお見えになって、あとは地域のケアマネジャーとか、介護施設とか、そういったところにつないでいくというような、退院時の今度は相談とか、そういった会議を開いていくというところを今話し合っている状況でございます。
- ○委員長(田原理香君) ほか、よろしかったでしょうか。

[挙手する者なし]

それじゃあ、済みません。私からお願いしたいです。 生活支援コーディネーターについてお尋ねいたします。 この生活支援コーディネーターが今1名配置されております。ただ、この方にお伺いしましたところ、こういった地域福祉懇話会、地域の中でさまざまなこういう情報共有だったりの中に非常に大事な役割なんですが、とても1人では大変だということで、もっともっとこの生活支援コーディネーターが必要じゃないかというところが各地区社会福祉協議会からも声が出ておりますが、この生活支援コーディネーターの今後につきましては、いかがでしょうか。

- ○高齢福祉課長(水野 修君) 生活支援コーディネーターにつきましては、現状1名でございますが、今後、ちょっと各地区の事情を聞きながら考えていきたいとは思っております。
 以上です。
- ○委員長(田原理香君) ありがとうございます。そして、最後、もう一つ。

地域福祉懇話会で、先日、一般質問でも答弁していただいたんですが、ここで地域課題を 共有していますとあります。よくここで私も出ていますけれど、出たところ、やはり課題は 共有する。いろんな課題が出てくる。じゃあそれを解決に向けて、みんな課題は出すけれど、 解決に向けてどうするんだというところでなかなか次に進んでいかないというのが現状のよ うですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

- ○高齢福祉課長(水野 修君) 地域福祉懇話会で出た課題につきましては、例えばあんしんづくりサポート委員会ですとか、そういったところにまた話を持っていきながら、いろいろ検討してまた地域に戻してみるとか、そういったような流れも考えておりますので、聞きっ放しというわけではございません。それなりの対応を今後も政策として取り入れていったりとか、そういった流れは考えていきたいというふうに考えております。
- ○福祉部長(大澤勇雄君) 今の地域福祉懇話会で出てくる案件は、やっぱり地域の課題でして、例えば高齢者の移動支援とか、そういうのをいろんな地域で今可児市でもやってみえまして、私どもの地域でもやりたいんだというようなお話もいただいているところもあったりとかします。

ただ、実施者という方々は、やっぱり地域の方で担っていただく必要があるもんですから、 そういった方々がどういうことで取り組んでいくのかということは、あんしんづくりサポート委員会の中でもお話はさせていただいていますし、それから、あんしんづくりフォーラムというような形で今の移動支援のブースを設けたりとかしながら、例えば取り組みたい人たちはそこに相談に行くとか、そういうような形で、今後もそういった取り組みは続けていきたいということでございます。

○委員長(田原理香君) ありがとうございます。

ほか、質疑はございませんでしたでしょうか。

[「なし」の声あり]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

それでは、次に、報告事項4. ふれあいの里可児民間譲渡についてを議題といたします。 この件に関しまして執行部の説明を求めます。

〇福祉支援課長(飯田晋司君) 福祉支援課です。

ふれあいの里可児の民間譲渡について説明させていただきます。

本件につきましては、6月 13 日の教育福祉委員会で報告させていただいておりますが、 その際、市議会議員改選後に改めて御説明する旨お伝えしておりました。今回はその後の進 捗状況などを加えて御説明させていただきます。6月の委員会に御出席されている委員にお かれましては、前回の内容と大半が同じというところでございますが、御承知おきください。 では、資料ナンバー3をごらんください。

1. ふれあいの里可児の経緯・概要でございますが、平成9年の開所以来、可児市社会福祉協議会が運営を担っており、平成17年度までの委託による運営を経て、平成18年度からは指定管理に移行し、現在3期目の途中でございます。なお、第3期では、特命指定による指定を行っていますが、前年の平成27年12月16日の教育福祉委員会で社会福祉協議会を特命指定とする理由について3点御説明させていただいています。

1点目は、継続的サービスの提供の必要性。2点目に、事業者の努力により就労支援の充 実が図られていること。3点目には、当該施設の譲渡を視野に入れたライフサイクルコスト の削減でございます。

これらの理由については、次の2で御説明させていただく譲渡の趣旨にもつながってくるものでございますが、その際、社会福祉協議会から5年をめどに当該施設の譲渡について協議してほしい旨の要望をいただいていることをあわせて御報告させていただいています。その後の事務レベルでの検討、協議を重ね、大まかな方針が固まってきたことから御説明させていただくものでございます。

施設利用者でございますが、平成31年4月1日現在50人で、内訳は就労継続支援B型が25人、生活介護が25人となっています。平成28年度からの指定管理料は年間600万円で、内訳は運営費補助500万円、修繕費100万円でございます。

次に、2. 民間譲渡の趣旨と方針でございますが、社会福祉協議会、利用者、市の3者の メリットなどの視点から御説明させていただきます。

社会福祉協議会としては、指定管理者では専門職の雇用や人材育成、職員配置などにおいて、将来を見越した安定的・計画的な運営ができないことから譲渡を希望されています。また、就労支援の充実の点で当施設の就労継続支援B型事業において、平均工賃が全国平均を大きく上回る実績を継続して上げており、運営者である社会福祉協議会が年間を通して安定した作業量を確保していることや、地域の活力を積極的に活用し、工賃水準の向上に取り組んでいる実績がございます。

また、利用者にとっては、これまで障がいの程度、心身の状況を把握した一貫性を持った 支援が受けられており、施設職員との信頼関係も築かれている一方で、指定管理の更新時期 のたびに運営主体が変わるかもしれないという不安があった状況が、社会福祉協議会に譲渡 されることとなれば解消されることとなります。

また、市にとっては施設設備の維持管理経費及び建てかえ経費について、公共施設マネジ

メントにおける施設ライフサイクル計画に基づき試算した概算額ではございますが、おおむね3億円が削減できること。また、指定管理に係る事務が削減できることとなります。

次に、譲渡方針でございますが、当該事業につきましては、近年、民間の事業所がふえてきており、民間活力の利用を勧められる背景、状況にあります。ふれあいの里可児は、平成27年3月策定の可児市公共施設等マネジメント基本方針、平成29年3月策定の可児市公共施設等マネジメント第1期アクションプランにおいて、市が事業運営することの妥当性及び民間に譲渡することについて検討する施設として位置づけられており、その間の平成27年6月には、社会福祉協議会から5年をめどに譲渡を協議してほしい旨の要望をいただいています。

それらの状況を踏まえ、事務レベルで社会福祉協議会と協議検討を進め、ふれあいの里可 児に関しては、譲渡の条件を詰めてまいりました。その上で、譲渡先は利用者への一貫性を 持った継続した支援が今後も必要であり、健全運営である社協が適切であることから、開設 以来運営を担ってきた社会福祉協議会としたいと考えております。

土地については、現在、可茂学園、けやき可児、ハートピア可児の杜・サンライズ可児の 杜に施設整備のための市有地の無償貸し付けを行っており、それらと同様に無償貸し付けと したいと考えております。

また、建物の譲渡額については、必要な修繕工事は譲渡前に市で実施した上で減額譲渡とさせていただきたいと考えております。

現時点での譲渡額の算定ですが、①現在の鑑定価格がおおむね 5,000 万円、②譲渡前までの修繕費用の見込みがおおむね 3,000 万円で、③修繕後の価格は①プラス②掛ける 75%のおおむね 7,000 万円の見込みとなります。この修繕費用における 75%を掛けるというのは、不動産鑑定士によると、修繕された施設設備は建物に付随する価値となるが、修繕した直後でも 75%になるとの考え方によるものでございます。

次に、④は③で算出した適正価格におおむね 20%を掛けて算出した価格で、おおむね 1,400万円となり、これを譲渡価格とします。この 20%というのは、同様の施設整備における法人の負担率が直近の 2 件の事例、具体的には、平成 28 年度に整備したけやき可児とハートピア可児の杜でおおむね 20%となっていることから、それらに準じた費用負担を求めることにより採用するものでございます。

なお、②③④については現時点の見込みであり、最終的には修繕後に再計算することになります。

次に、裏面の3. 県への返還金でございますが、施設の建設に当たっては、県から補助 (心身障害者小規模授産施設整備費)を受けており、お示しした算定式によりおおむね 200 万円の返還が発生する見込みでございます。

次に、4. スケジュール (案) でございますが、6月 13 日の教育福祉委員会で説明させていただいた後、6月 25 日に譲渡先である社会福祉協議会理事会において、社会福祉協議会の会長から理事に対して市と社会福祉協議会で譲渡に係る協議を進めていく旨の説明がな

されました。

また、8月3日には、社会福祉協議会主催で市も同席の上、利用者説明会が開催され、保護者51人中20人の参加がありました。譲渡の協議に至った経緯、施設を社会福祉協議会が自主運営することの意義、財政面を含む将来のことなどについて説明がなされ、説明会全体を通して保護者の反応は好意的でございました。

また、御意見などがあれば、後日でも施設長を通じて社会福祉協議会に申し出ていただき たい旨、伝えられましたけれども、その後、意見が出されるなどの動きはございません。

9月13日、本日の教育福祉委員会での報告を経て、令和2年3月には、令和2年度当初予算に修繕費用を計上するために当初予算に上げさせていただきたいと考えております。

令和2年9月に改修工事、同年 12 月議会に施設廃止条例及び施設譲渡に係る議案の上程、 翌令和3年4月に譲渡といったスケジュールで考えております。以上でございます。

○委員長(田原理香君) ありがとうございます。

どなたか質疑はございませんでしょうか。

- ○委員(冨田牧子君) 譲渡していただくということでいいと思うんですが、先ほどのこの説明の中に将来にわたってのことも何かいろいろあるというふうな説明があったようなお話がありましたけど、各地でグループホームができたりしているわけですので、今後、ふれあいの里としてもグループホームをつくっていくとか、そういうことが出てきた場合は、市のほうからまた今までほかの施設に対して出ていたような補助を行っていくということはできるわけですよね。
- ○福祉支援課長(飯田晋司君) グループホームのことにつきましては、この説明会の中でも 社会福祉協議会のほうから保護者の方に対して説明というか話がございました。すぐに設置 というのはなかなか難しいところがございますけれども、勉強会をつくって検討していきた いということで説明をされたところ、期待するという旨の声も聞かれました。

グループホームに関しまして、市からの補助ということは、今のところ直接考えてはおりませんが、国のほうの補助とか、そういったことも含めて適切な対応をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長(田原理香君) ほか、ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようでございますので、この件に関しましては終了いたします。 ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

福祉部長、高齢福祉課長、福祉支援課長、ありがとうございました。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 05 分

○委員長(田原理香君) それでは、会議を再開いたします。

ここで、報告事項の5つ目、小学校講師の逮捕に係る経過と対応についてを議題といたし

ます。

この件に関しまして執行部の説明を求めます。

○教育長(篭橋義朗君) 今、お話がありましたように、土田小学校のほうで講師が逮捕されるということがございました。信用失墜行為ということで、市民、世間をお騒がせたことについて大変申しわけなく思っております。どうも申しわけありませんでした。

座って説明させていただきます。

資料にありますように、8月29日、16時半に学校のほうから連絡が入りました。これは 岐阜県警の岐阜中警察署のほうから既に記者発表されたと同時ぐらいに学校のほうに連絡が ありまして、その直後に我々が知るということになりました。突然のことでありましたので、 事態の把握とか、今後のことの協議をそこから始めたということで、かなり教育委員会、学 校のほうも混乱をいたしました。ただ、事態が事態だけに早くお知らせしなきゃいけないと いうことで、教育委員会の立場も考えまして20時半に記者会見を行ったところであります。 翌日の30日に、土田小学校で臨時の保護者会を学校とともにやろうということを決めて 行いました。その後、2年2組の学級懇談会を行ったというところであります。

その保護者会につきましては、このような出席者で行いまして、49%の保護者が参加をしていただきました。全体会としては、保護者の意見として、まず先生方の負担がふえないか心配だということがございました。これについては、学校、教育委員会が全力を挙げて、平穏にこれまでどおり支障のないようにしていきたいということ。それから、子供については、最終的な処分について、県教育委員会からの通知を受けた後に学校から伝えてもらうということであります。

学校名の公表については、もう既に氏名が流されておりましたので、これはもう土田小学校という名前を出さざるを得ないという判断をしたところであります。

学校から保護者のほうに伝えたことについては、その後、どうするかということですが、 教育委員会のほうに所属しているスクールカウンセラーを土田小に一定期間、毎日行っても らってケアに当たるということ。また、家庭では保護者にプリントを配付して、動揺があっ たことについて、早く平穏に戻ってもらう家庭での対処の仕方をプリントで配付しました。 それから、担任でありましたので、その後の担任については、教務主任に入ってもらうとい うことの措置をいたしました。

これまでどおり学年が足並みをそろえて協力しながら取り組んでいくことはもちろんでありますけれども、子供に対しては確かでないことをおもしろおかしく話すことはやめるよう、全校生徒にも伝えております。もちろん個別の悩み等があったらすぐに担任を通して知らせてほしいというような対応を今後していきたいと思っております。

今回の件については業務外のことであって、ただ、信用失墜行為ではあったということでありまして、我々も学校のほうも、とにかく子供たちが平穏に過ごせるような措置を第一優先に考えて措置をしたところであります。

幸い、その後、土田小学校からの相談等についてはないということでありますし、学校の

ほうに対する保護者の意見・要望等もないということを聞きまして、このまま進んでいくと いいなあというふうに思いました。

以上、小学校の経過と対応についてということであります。

追加して、申しわけありません。

一昨日、その前に起こりました熱中症について、ちょっと報告というか、議員さん方には 記者発表と同じ情報をお伝えしたところでありますが、その後、変更はございませんので、 改めて申し上げますと、蘇南中学校で運動会の練習中に熱中症等と、それから疑われる者、 そのほかの要因で7人が救急搬送されたということであります。うち2人が熱中症の疑いが あるということであります。

日ごろから子供の命については最優先で考えるようにと。救急搬送、または場合によっては警察とか、ちゅうちょすることのないように学校に指導をしていたところでありますので、疑いのある者も、またそのときの体調を見て救急搬送をしてもらいました。結果的に2人の熱中症の疑いと、それから広陵中学校でも、これは保護者に一旦引き渡した後に病院へ行って熱中症の疑いがあるということであります。それから、旭小学校についても2人の熱中症が帰宅後にわかったという状況であります。

教育委員会としては、これまでも熱中症については何年も気をつけるようにということで 指導してまいりましたけれども、今後、さらなる再発防止について指導を徹底し、また運動 会の時期等についても改めて検討をし、時期について新しい年度から決めていこうと思って おります。今年度については予定どおり来週ですね、中学校または小学校も週末にあります けれども、それ以後、予定どおり運動会は開催していきたいというふうに考えております。 以上です。申しわけありません。

○委員長(田原理香君) ありがとうございます。

それでは、この小学校講師のこと、それから熱中症のことにおきまして、どなたか質疑ございませんでしょうか。

- ○委員(冨田牧子君) 済みません。去年のことだということなんですけど、去年、この方は やっぱり可児市内で講師をしていらっしゃったということですか。
- ○教育長(篭橋義朗君) はい。去年は春里小学校で講師をしました。それ以前までは可児市で教鞭をとったことはありませんけれども、去年来たということであります。
- ○委員(冨田牧子君) 今、本当にセクハラの研修というのが大変大事ですし、「Me Too」の運動も進んできている中で、この問題はすごく大きいと思うんですけど、まず学校できちんと教員に対してセクハラの研修をしているのか。臨時の講師であってもきちっとその対象になってそういうことをやっているのかどうか、そこはどうですか。
- ○教育長(篭橋義朗君) 講師も、正職の先生方も同じように研修は行っておりますし、セクハラ・パワハラ等、今言われていることについては研修を行いながら、また先生の心のケアも最近は取り組んでおりまして、ストレスチェックとか、そういうのも全員に行うようにという指導をしながら、先生の心のケアについてもかかわり始めたというところであります。

以上です。

- **〇委員(冨田牧子君)** ストレスのほうは、ちょっと今回は置いておくとして、このセクハラとかパワハラ、特にセクハラですよね。そこら辺は研修しているとは言われるけど、どの程度に研修をしていらっしゃるんでしょうか。
- ○学校教育課長(奥村恒也君) お願いいたします。

回数であったりは、学校の研修計画によっておるところでございますけれども、内容的には、県の懲戒処分の指針でございましたり、あと市のハラスメント防止マニュアル、こうしたものを活用して、具体的な事例を通しながら、どういった場合ハラスメントに当たるのかというような具体的な内容まで含めて、夏季の研修会であったりとか、あるいは緊急を要する場合につきましては、職員会等の時間を使いまして職員への指導を行っているところでございます。

○委員(冨田牧子君) 今、世の中はすごく厳しくなってきているわけですよね、そういうことに対して。それで、たとえ親しい間柄であっても合意なき性交渉は犯罪だというふうなことを言われてくるまでに来ているわけですから、こうなったらどうなるということじゃなくて、まずモラル的にどうなのかという研修をきちっとしていただかないと、こうなったらひっかかりますよとか、ああなったらどうですよということではないと思うんですね。やっぱり女性観とか、そういうところが全く間違っているわけですから、女性に対してそのような、相手がどのような人であってもそういうことに及ぶということが間違っているので、しっかりそこら辺を、それはもう学校の先生だけじゃなくて、男の人全部に研修をしていただかないけないし、女の人もやっぱりそうだと思うんですね。

ちょっと関係ないけど、あおり運転で隣に座っていた女の人がいた。その人は何かといったら、東京まで乗せていってくれる車がないかSNSでやったらその人が乗せていってくれると言ったんで、そこに乗ったというんです。本当にこんなことをする人がいるわけですよ。その結果どうなるかということも考えもしない女の人もいるので、本当にもうこれからますますこういうことはなくならないし、起こってくるし、本当にそこら辺できちっと皆さんが自覚を持って、みんながもっとモラル感を高めないと、本当に暴力的行為ですから、こういうことは。ぜひ研修内容をもっと高めていただいて、みんなが研修をして意識が高まるようにお願いしたいと思います。

○学校教育課長(奥村恒也君) ありがとうございます。

先ほど懲戒処分の指針等をお示しさせていただいたのは、一つの抑止力ということで研修 内容のほうには組み込んでいるところでございます。そして、それに伴って、もちろんに今 委員がおっしゃられたように、特に教育公務員としての資質として、そうしたことについて、 逆に子供たちに指導しなければならない立場の者が、実際、こんなような事案を起こすとい うことについては大変な間違いでございますので、そうした面での資質の向上につきまして は、日ごろからも研修しておりますし、また今後もそうしたことに力を入れながら研修して いくように努めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

- ○委員長(田原理香君) ほかはございませんでしょうか。
- **〇委員(野呂和久君)** 土田小学校にスクールカウンセラーを配置したということですが、相談件数等はどうだったでしょうか、配置後の。
- ○学校教育課長(奥村恒也君) スクールカウンセラーの配置につきましては、9月2日から 6日間の1週間は常駐という形で、スクールカウンセラーが子供たちが帰るまでつきました。 学校からの報告によりますと、その間の相談件数は一件もなかったということで、カウンセ ラーもその都度、各クラスを回りまして、特に該当するクラス、学年のクラスを回りまして、 日ごろの授業中の子供たちの様子ですとか、そうしたものを見て回っていただきましたけれ ども、特段心配をしなければならない状況にあるという子は見受けられなかったという報告 を受けております。
- **○委員長(田原理香君)** ほかはよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。 教育長、ありがとうございました。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 22 分

再開 午前 11 時 23 分

○委員長(田原理香君) それでは、会議を再開いたします。

報告事項6つ目、蘇南中学校大規模改造事業についてを議題といたします。

この件におきまして、執行部の説明を求めます。

○教育総務課長(石原雅行君) よろしくお願いいたします。

教育福祉委員会資料ナンバー5、蘇南中学校校舎大規模改造事業についてということで、 進捗状況について説明させていただきます。

6月の教育福祉委員会で説明させていただきました部分と重複している部分があるかと思いますが、委員さんもかわられていることもあるということで御了解いただきたいと思います。

あと、済みません。番号が1、2、3、3、4というふうに左になっていますが、済みません。1、2、3、4、5で修正のほうをお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

令和2年度から2カ年にわたり蘇南中学校校舎大規模改造工事を実施する予定です。今年度はその工事中に使う賃貸借校舎等(校舎、屋外トイレ、駐輪場)を契約し、建築に着手します。

1枚めくっていただきまして、完成後配置図というのがつけてあるかと思います。その配置図ですが、赤い部分が今回の賃貸借の部分になります。一番上が賃貸校舎ということで鉄骨造2階建て、延べ床面積977平米で8教室とトイレ、エアコンを設けます。あと真ん中が

屋外トイレ、そして一番下が駐輪場ということになります。

戻っていただきまして、2のところですが、賃貸借校舎等の契約結果ということです。こちらは第2回の定例会におきまして債務負担行為ということで2億5,000万円を議会のほうでお認めいただいたものですが、7月に早速入札を行いまして、落札ということで1億8,117万円で落札されました。落札率は約72%ということで、オリエントハウス株式会社というところと契約することになりました。

支払い方法につきましては、第2回定例会の補正予算では 2,500 万円掛ける 10 年間ということでしたが、結果としまして、1,811 万7,000 円掛ける 10 年間という予定になりました。

次の蘇南中学校校舎大規模改造事業の概要ということですが、令和2年度から始まるというものですが、また後ろの完成後配置図を見ていただきまして、青い部分の2段目と4段目というのが、RC造の4階建ての2棟ということになります。あと一番上と3段目が平家建ての2棟ということになります。延べ床面積で約7,533平米になります。

済みません。また、資料のほうのページ戻っていただきまして、工事の概要になりますが、 建築工事としまして、屋根改修、外壁改修、窓改修、トイレ改修、内装改修などです。あと 電気設備工事としまして、幹線・動力設備改修、この幹線というのは電気の大もとを引き込 む線になります。そして動力設備改修というのは、空調の電気の線というようなことになり ます。あと電灯、コンセント、放送設備改修などです。あと機械設備工事としまして、給水 設備改修は水道になります。排水設備改修、消火栓設備改修などでということです。

こちらは、実際、平成 29 年度に劣化診断を行いまして、それに基づきまして修繕が必要 というものを今回入れてあるということになります。

そして、今後の予定ということですが、7月には先ほどお話しした賃貸借契約を契約しまして、8月から 10 月、今現在ですが、この校舎の建設工事の実施設計を行っております。 そして 10 月には駐輪場の建設工事を、これ一月ということでまだこれからなんですが、10 月には工事を完成させるという予定です。あと令和2年の7月には、校舎と屋外トイレの建設工事を完成しまして、翌8月には、既存の校舎の大規模改造工事に着手をしたいという予定でおります。そして、令和4年の3月には、この校舎の大規模改造工事を完成させまして、4月には使ってもらいたいというふうに考えております。

現在の進捗状況ということですが、現在、今説明させていただいたようなことになるんですが、学校に工事内容を説明しまして、授業や屋外活動がスムーズにいくようなことを協議しているというようなことになります。以上です。

○委員長(田原理香君) ありがとうございました。

質疑はございませんでしょうか。

○委員(松尾和樹君) 済みません。今、学校と協議をしているという部分なんですけれども、 やはりこの2年にわたる工事ということで、授業環境に対する影響等だと思うんですけれど も、今現在上がっている課題というのは、どういったものがあるんでしょうか。

- ○教育総務課長(石原雅行君) 今、授業といいますと、特に特別教室の関係が、音楽室とか理科室とか、その関係がやはり集まるということで、その辺の調整をどうするかというところが上がっています。あとは職員室の改装もしますので、職員室が2部屋に分かれるということで、1年・2年生の担当は3階の会議室を使うとか、子供たちにわかりやすいようなとか、そういうことを今考えてというようなのが課題になっています。以上です。
- ○委員(松尾和樹君) それでは、通常の授業のときに工事の音とかが影響するとか、そういったことは特にないということでよろしいですか。
- ○教育総務課長(石原雅行君) やっぱりあると思います。それはやむを得ない部分がどうしても出てくると思うんですが、できる限り配慮できるようにということはあると思いますが、あると思います、音は。
- ○委員長(田原理香君) ほかはございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。 そのまま引き続き行います。

次に、報告事項7つ目、小学校及び中学校通学区域審議会への諮問についてを議題といた します。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○学校教育課長(奥村恒也君) 可児市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問について 御報告をさせていただきます。

当審議会につきましては、今月 20 日の金曜日に開催を予定しております。今回の審議会ですが、資料のナンバー6を見ていただきますと、下に地図を載せさせていただいておりますが、そこで示させていただいたピンクに色をつけてある部分になります。大森字奥山地内の一部の通学区域でございますが、それを旭小学校から桜ケ丘小学校へ、中部中学校から東可児中学校へ指定することが適切かどうかについて、教育委員会から審議会に諮問をするものでございます。

以前、桜ケ丘ハイツの一部としてこの区域は開発予定地でございました。その区域の一部分、今開発が行われておりますのが、その色づけをしてある部分の地区の左下の区域、ちょうど桜ケ丘からおりてきてコンビニのある信号の交差点に至る、地図でいいますと右側に当たる部分の区域でございますが、その区域において新たな開発業者が現在宅地造成を行っております。桜ケ丘ハイツとして今回宅地造成が行われていないため、当該区域の大字・字は現在も大森字奥山のままであり、開発業者による町名地番変更も予定がされておりません。

したがって、現状のままでいきますと、この字は旭小学校及び中部中学校の校区となります。しかし、桜ケ丘ハイツの開発予定地であったというこれまでの経緯から、教育委員会としましては、この区域を桜ケ丘小学校と東可児中学校の校区に指定することが妥当だというふうに判断をしております。審議会では、その点について御審議をいただくというものでございます。以上です。

○委員長(田原理香君) 御説明ありがとうございました。

質疑はございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項8つ目、部活動運営の現状と今後の方針についてを議題といたします。

これは最近、部活動・クラブ活動におきまして、保護者の方から危惧すること、懸念する ことの声が上がってきましたので、御報告をしていただくこととなりました。

それでは、この件につきまして執行部の説明を求めます。

○学校教育課長(奥村恒也君) お願いいたします。

資料ナンバー7番のほうをごらんください。

部活動の運営について。中学校の部活動の運営について、可児市の状況を御報告させていただきます。

部活動の運営につきましては、スポーツ庁からのガイドライン及び県教育委員会の指針に のっとりまして、可児市教育委員会として各中学校に対して通知を出しております。活動時間について、資料にございます四角枠で囲ってある内容について、具体的に共通理解を図っているところでございます。

特に本年度は、夏休み明けから始業前の部活動、いわゆる朝部活を原則行わないということについて通知をいたしました。子供たち、生徒の健康管理及び教職員の働き方改革の面から実施に踏み切ったものでございます。

それから、一方で、子供たちの運動量の減少でございますとか、それから競技力の向上、こうしたものを目指してもう少し活動をふやしていきたいという、先ほど委員長さんのほうからありました保護者の方からの思い、こうしたものも酌みまして、保護者の方が自主的に運営する活動、保護者クラブとか、単にクラブ活動というような呼び方をしておりますけれども、そうした活動がスタートしている学校もございます。

このクラブ活動につきましては、学校の部活動とは異なって学校管理外の社会活動として 運営されております。ですので、保護者の方が主体的に行ってはいただくんですけれども、 ただ、学校における部活動の運営指針に理解をしていただいて、それを超えてしまうことが ないよう、子供たちの健康が逆にそれで負担がかかるということがないように、学校のほう から保護者の方にも御依頼と、それから御理解をいただくようにして進めているところでご ざいます。

そして、今後の方向としましては、教育委員会としては、学校の教育活動としての部活動として学習と運動のバランスがとれるように、指導・助言を今後も進めていくとともに、子供たちのスポーツ環境を充実させていくために、ジュニアスポーツのあり方を関係部署と連携を図りながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長(田原理香君) 御丁寧な説明をありがとうございました。

どなたか質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続けてまいります。

次に、報告事項9.小・中学校、保育園・幼稚園給食調理等業務委託に係る事業者選定の 状況についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○学校給食センター所長(玉野貴裕君) お願いします。

教育福祉委員会資料ナンバー8をごらんください。

小・中学校、保育園・幼稚園給食調理等業務委託に係る事業者選定の状況について御説明 申し上げます。

可児市学校給食センターのPFI事業が令和2年3月31日に終了いたします。その後の学校給食及び保育園・幼稚園の調理業務等について一体的に包括委託を行うため、プロポーザル方式による事業者選考を行っているところでございます。

1番といたしまして、公募型のプロポーザル方式に複数の事業者が応募という形で現在進んでおるところでございます。 7月 25 日に可児市立小・中学校、保育園・幼稚園給食調理等業務公募型プロポーザルの実施といたしましてホームページ上で募集をしたところ、複数事業者からの企画提案がございました。

- (1)といたしまして、その委託の業務内容が書かれております。①から⑥までの施設の保 守、維持管理を初め、学校給食センターにおける小・中学校の給食調理とその配送及び回収、 そして学校における配膳業務と可児市立保育園・幼稚園給食調理の業務でございます。
- (2)に委託期間といたしまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としております。

選考につきましては、9月6日に学識経験者及び市職員から成ります選考委員会にてプレゼンテーション及び質疑による選考を実施いたしました。現在、実施要綱に基づきまして、候補事業者の最終決定のための内部手続を行っているところでございます。今後、指名業者の選定委員会等の承認を経まして、プロポーザル参加事業者に通知をいたしますとともに、市のホームページでも公表をする予定でございます。

なお、学校給食センターの運営方法につきましては、PFI方式から包括業務委託への変更となりますが、(4)その他にございますように、学校給食の調理に関しては、従来どおり県の栄養士による献立の作成、それから食材の購入及び調理の指導の実施など、良質な学校給食の提供体制を現状のまま維持してまいります。

また、食の質の維持、衛生管理、安全な食材の確保など、児童・生徒の皆さんへの毎日の 給食につきましては、変わらず安全で安心なものを継続して提供してまいります。

なお、包括業務委託の中に組み入れました保育園・幼稚園の調理に関しましては、市の栄養士が献立作成や調理指導などの栄養管理を実施し、調理につきましては、従来どおり各園で行ってまいります。

今後のスケジュールといたしましては、9月、受託業者の内定及び、先ほど申し上げました指名業者選定委員会での承認をいただき、候補事業者との契約に向けた交渉を行い、随意契約を行ってまいりたいと思います。令和2年年明けの1月ごろから、現行のPFI事業者と調理受託事業者との引き継ぎなどを順次実施してまいります。令和2年4月から新しい事業者による運営が開始されるという予定で進めてまいりたいと思います。

参考といたしまして、委託の目的と経緯ということで上げさせていただいております。

現在行っておりますPFIの特徴的な利点を踏まえまして、衛生管理や危機管理能力、マネジメント能力が総合的に高い民間ノウハウを活用する形で、さらに効率的な業務実施体制の構築を行うことが必要と考え、そのため、実績があり、より効率的な運営事業者を選定するということで、企画提案を受けることでプロポーザル方式を採用したというところでございます。

包括的に委託するメリットといたしましては、(1)から(3)までの業務内容で、より優良な 運営形態ができるということ。それから、全調理業務を受託業者が総合的に請け負うことで、 緊急時、例えば機械の故障などの迅速な対応が必要な場合に確実に現場対応、それから私ど も市との連携ができるということで、センターの基本的な機能を安定して継続できるという 点を包括的委託のメリットとして選んだ理由の一つでございます。

そのほか複数の業務について、一括して人員を雇用することで人員配置や管理、人件費の 面で効率化が図られるということで採用をしておるところでございます。

3番目に、債務負担行為ということで、6月の第2回定例会で5年間にわたります債務負担行為を下記の額にて補正予算の御承認をいただいたところでございます。以上でございます。

- ○委員長(田原理香君) 御説明ありがとうございました。
 - どなたか質疑はございませんでしょうか。
- ○委員(冨田牧子君) 済みません。この委託期間の問題ですけど、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間ということで、指定管理とは違うというふうな話でしたけれども、例えばこの5年間で、また次、業者を変えてしまうというようなことはあり得るわけでしょうかね。
- ○学校給食センター所長(玉野貴裕君) 5年間の契約とさせていただいております。一般的にこうした包括的業務委託というふうな、他市等の事例も含めて給食調理の安定的な機能をずうっと維持できるというふうなことで5年というふうな契約の期間とさせていただいたところでございます。

あと毎年、それぞれの年度の中で適切に業務受託が完遂できているのかというふうなことは、評価をその都度、その業務ごとにさせていただきまして、必要なところは受託の業者のほうに指導をしてまいりますとともに、改善を要求していくところでございます。5年間をひとまずの区切りといたしまして、5年が終了した時点で、またこのような形での包括業務委託になるか、どのような形かは検討していくところではございますが、同じような形で契

約の更新という形になっていくかなというふうに思っております。

○委員(冨田牧子君) この前、質問させていただいたとき、可児市公共施設振興公社の職員 さんたちはどうなるかという話をしましたけど、今はそれは置いておいて、私が心配してい るのは、この5年ということだったら、せっかく次の新しいところに移られたとしても、た った5年しか仕事の保障はないという、そういうことはいかがなものかというふうに思うわ けですよ。

先ほどもふれあいの里可児が、今までの指定管理から譲渡されると。民間に譲渡するということで、それはなぜかといったら、やっぱり事業の継続性が本当に大きな問題なんで、給食も一緒だと思うんですよ。今までずうっといろいろ給食をつくっていただいて、給食のかまの特徴だとか、そういう機械物の特徴もいろいろ熟知されて、それで職員さんがいろいろ子供たちにおいしい給食を提供するために頑張っていただいているわけですけど、せっかく働いても5年だけというこのことね。これはやっぱりすごく大きな問題だと思うんですね。どういうふうでどちらを選定されるかということはそっちの話なんですけど、この5年という縛り、そこはやっぱり考えていただかないと、本当に心を込めて子供の給食をつくって働いておられる方々に対して、私は大変に何というか、気の毒な条件じゃないかなと思うんですけど、どこでもこんなふうにしているわけですか。

- ○学校給食センター所長(玉野貴裕君) 他市の事例は、やはり5年というふうな期間で行われているところが多いというところでございますが、今回の選考の中でも選考基準の中に設けてございますが、地元の雇用であったりとか、あくまで市としましては、給食調理の質の維持をしたいというふうなことを提案書、それから仕様書の中に盛り込んでおりました。それを受けまして、複数の事業者のそれぞれの方は、現行調理員を積極的に採用いただくというふうな企画提案書の内容でもございます。引き続き雇用の安定というふうな形で各社考えていただいておりますところと、やっぱり契約でございますので、長期が必ずしもいいのかというふうなところも、やっぱり私どもも懸念してまいりますので、5年というふうな契約の中で適切な契約の内容であるかということを、先ほど申しました評価を各年次ごとにしていくというふうなことで、チェックをしていきたいなというふうに思っております。
- ○委員長(田原理香君) ありがとうございました。
- ○委員(亀谷 光君) ちょっと質問なんですけど、岐阜県には岐阜県食品衛生協会、可茂には可茂食品衛生協会があるんですけれども、そこにHACCPという、所長は御存じかなと思うんですが、ああいう食品に関する管理の教育という。これは岐阜県と食品衛生協会、可児市もそうですけれども、HACCPという教育を今徹底的にやり始めたんですね。あれは今の業者の人たちもきちっとやって受けて報告をしておられますか。
- ○学校給食センター所長(玉野貴裕君) 委員おっしゃったようにHACCPというものが全国的にいろんな食品の流通業界のほうで採用されております。HACCPの環境がしっかりできているかというふうなことは、現給食センターにおいてもHACCPの導入をしておりますので、衛生管理について徹底できていると考えております。

あわせて今回参加される事業者のいずれにおきましても、HACCPの理念に基づいた衛生管理を徹底していくということで、調理の研修であったり、それから調理の実際の作業といったようなものを管理しながら行っていきますし、調理員の指導という研修体制というふうなものもしっかりやられているということも、今回の選考の中で確認をさせていただいております。よりレベルの高いHACCP・Aというふうなところに準じた衛生管理をしていきたいというふうなことで提案をいただいておりますので、そちらの面については適切に対応いただいているものと考えております。

○委員長(田原理香君) ほか、どなたか質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。

以降の議事は委員のみで協議いたしますので、執行部の方は退席いただいて結構です。あ りがとうございました。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 0 時 58 分

○委員長(田原理香君) それでは、会議を再開いたします。

まず協議事項、委員会の年間活動計画についてを議題といたします。

お手元にお配りしました資料、年間活動計画案をごらんください。

まず文章の書いてあるほうでちょっとお話ししたいと思います。

机に年間活動計画案の文章の書いてあるものと、それから表のと2つありますが、よろしかったでしょうか。

まず方針から読み上げさせていただきます。

委員会所管の課題解決に向けて、現地視察や研修会の開催及び関係諸団体との懇談会、懇談などにより、委員それぞれの見識を深め、十分な委員会討議を行い、執行部へ提言していく。こちらが方針でございます。

まずこちらの方針におきましてどうでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、こういったことを頭に置いて進めていきたいと思います。

こういった方針をもとに、次へ行きます。

課題です。

ここに案と書きましたのは、実は、前期委員会からの引き継ぎ事項がございました。それもお配りしてありますので、ごらんください。

前回、地域包括ケアシステムの推進、先ほど御説明がありましたが、こちらの調査・研究 を続けること。そして2つ目、子育て健康プラザマーノの利用がますます充実するよう、 その管理運営について注視していくこと。そして、先ほど御説明いただきました幼児教育無 償化について、混乱なく制度実施が開始されるよう注視していくこと。そして、こちらも御説明いただきました令和2年度からの蘇南中学校校舎大規模改造事業に向けて、その実施計画や仮設校舎の工事等の状況把握を行っていくこと。こちらが引き継ぎ事項として4ついただいております。

その中で特に課題ということで地域包括ケアシステムの推進、そして幼児教育の無償化について、こちらを重要課題として、もちろん先ほど言いました子育で健康プラザ マーノだったり蘇南中学校の大規模改修というのは、当然状況把握も行っていくし、注視もしていくんですが、こちらの2つを課題として取り上げましたが、皆さん御意見をお聞かせください。

- ○副委員長(川合敏己君) とりあえず4点あるんですけれども、中でもということで、子育て健康プラザマーノに関しては、実際もうできて1年経過しましたし、あときょうの説明でもありました4番の蘇南中学校大規模改造事業についても今回ちょっと説明がありまして、その様子等についてはうかがうことができました。これから進んでいくであろう地域包括ケアシステムの推進並びに幼児教育無償化のことについては、まだスタートしていないだけに課題が出てくるような気がいたしますので、ここは2点、重要課題としたことはよかったんではないかなというふうに私は思っております。よかったでしょうか。
- ○委員(冨田牧子君) この2点につけ加えて、先ほど説明がありましたように、学校給食センターのPFI事業が終わりまして、新しい方式で学校給食の調理が来年4月から行われるわけで、それが本当に安全で安心で子供たちにそういう給食がちゃんと供給されるか、それをしっかり見ていきたいというふうに私はちょっと思うんですけれど、いかがでしょうか。学校給食の問題は大変大きな問題ですので……。
- ○委員長(田原理香君) ありがとうございます。
 今、冨田委員から学校給食について、どういう文章にいたしましょうか。
- **〇委員(冨田牧子君)** 新しい方式に変わっても、引き続き安全で安心でおいしい給食が子供 たちに提供されるよう、見守っていきたいというのが私の希望なんですけど、どうなんだろ う、大きな方針転換ですから。
- ○委員長(田原理香君) ありがとうございます。

新しい方式に変わってからも、引き続きこれまで以上に、学校給食が安心で安全で子供たちにおいしいと言ってもらえるような、そんな給食がずうっとずうっと続きますようにということですね。

- ○委員(冨田牧子君) あと済みません。ちょっとつけ加えると、といいますのも、民間委託して異物混入が結構多かったりするわけですね、今までの事例として。そんなことは起こってはならないことなので、やっぱり私たちがしっかり委員会として、学校給食については見ていくということが必要じゃないかなと思います。
- ○委員(亀谷 光君) さっきちょっと質問しましたが、HACCPという食品管理の義務づけられたことがあるんです。私もそういう仕事なんですけれども、やっぱり特に食品管理については、学校の場で異物混入などということがあったら大変問題なことですから、その辺

を特に注意するようにPFI終了後の受託事業者の方にもということもつけ加えてもらうと いいと思います。味もさることながら食の安全です。

○委員長(田原理香君) ありがとうございます。

安心・安全な給食センターということにおきまして、今、冨田委員のほうから課題につけ 加えるということの御意見をいただきましたが、皆さんどうでしょうか。よろしかったでし ょうか。

中野委員、いかがでしょう。

- ○委員(中野喜一君) いいと思います。
- ○委員長(田原理香君) 松尾委員は、いかがでしょうか。
- ○委員(松尾和樹君) はい、大丈夫です。
- 〇委員長(田原理香君) 野呂委員は。
- 〇委員(野呂和久君) いいと思います。
- **〇委員長(田原理香君)** それでは文章をまとめたいと思います。 暫時休憩中とします。

休憩 午後1時08分

再開 午後1時11分

〇委員長(田原理香君) それでは、再開いたします。

副委員長、お願いいたします。

- **○副委員長(川合敏己君)** 皆さんの御意見を伺った中では、やはり引き続き安心・安全でおいしい給食が提供されるよう注視していくことということで、一つ課題に入れたほうがいいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(田原理香君) ありがとうございます。

地域包括ケアシステム、それから幼児教育無償化について、そして、給食の提供、安心・ 安全なおいしい給食の提供ということで3つを課題にする。これから重要課題として教育福 祉委員会として取り上げていくということで、皆さん、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

では、異議なしと認め、次に進みます。

- **〇副委員長(川合敏己君)** そうすると、2番と4番については、基本的には今回は、新しい メンバーで協議した結果、外すという形をとるということですか。ちょっとごめんなさい、 この点。
- ○委員長(田原理香君) ごめんなさい。外すというよりも、もちろんこれは重要課題ということなので、前回の引き継ぎのときもたしか子育て健康プラザマーノというのは、もちろん今ここにあって、管理運営されておられますので、全くなしというわけではもちろんございません。何かあるごとにここで御説明もしていただくことになるだろうし、また近いですので、皆さんの中で行っていただくことになりますが、ここに重要課題というふうに注視し

ていくということにおきましては、3つということでよろしいでしょうか。

- ○副委員長(川合敏己君) よくわかりました。前委員会からの引き継ぎ事項として4点課題がございました。そのうちの今2点を委員長が重点課題として定めるという提案をしたところ、新たに学校給食の点を重点課題とするべきであるという意見があったので、この3点を重点課題と定めますという、そういったことですね。
- 〇委員長(田原理香君) はい。
- 〇副委員長(川合敏己君) わかりました。
- **〇委員長(田原理香君)** そのとおりです。皆さん、よろしかったでしょうか。

[「はい」の声あり]

もちろんその他議会活動を通じて、市民福祉向上のために迅速かつ慎重な対応が必要と判断される案件につきましても、所管事務調査に加えていくということにしていきたいと思います。

それでは、活動内容です。

視察懇談会、勉強会により見識を深める。関係部署及び施設へ速やかな報告、説明の要請。 十分な委員間討議の上、執行部へ提言。この3つを活動内容として進めていきたいと思いま すが、皆さんいかがでしょうか。

[挙手する者なし]

よろしかったですね。

[「はい」の声あり]

それでは、次へ行きたいと思います。

スケジュール案のほうをごらんください。

本会議とか、その他の会議等は皆さん御承知のとおりです。それで、行政視察におきましては、ちょっと後ほどということで、委員会の市内視察というのが 12 月議会の後に、せっかくですので、新しい方も見えますので、この後、皆さんから御意見いただいて、この委員会の後、お昼を食べて午後から、可児市内におきまして、行っておくといいなあと思われるような施設の視察をしたらいいかなと思います。また、春になりましたら各種団体との懇談会ということで考えておりますが、いかがでしょうか。

まずは 12 月議会ですね。終わった後ちょっと時間もありますので、この機会を割とこれまで市内施設の見学・視察として設けておりましたが、こちらにおきましては、皆さんいかがでしょうか。

- ○委員(野呂和久君) この予定で進めていただければと思います。
- ○委員長(田原理香君) まずこの 12 月議会の委員会の後に市内施設を見学・視察していく ということにおきまして、こうしたことを視察しておくというその場を設けるということは、 皆さんよろしかったですかね。

[「はい」の声あり]

それで、行くところなんですけれど、できれば大ざっぱでいいのでこんなところはどうだ

ろうという意見をここで頂戴いたしますと助かりますが……。 冨田委員、いかがでしょうか。

- ○委員(冨田牧子君) ないですよね。
- ○委員長(田原理香君) 今度、病児保育をされる保育園がありましたよね。
- ○副委員長(川合敏己君) 委員長がおっしゃられたことについて、ちょっと補足ですけれども、梶の木保育園と、あと可児さくら保育園が今病児保育を受けていらっしゃるんですけれども、この2園だけです。病児保育というのは、実際、どういった形でやっていらっしゃるのかというのは、一つ見ておくことも必要ですし、あとめぐみ保育園に関しては、たしか昨年度でしたっけ、市の補助金で増設工事をされていらっしゃいますので、それを見ておくというのも一ついいのかなあというふうに思いますし、可児さくら保育園というのは、一つ、視察の対象になるんではないかなというふうに思っております。
- ○委員長(田原理香君) ありがとうございます。

この保育園と幼稚園の教育無償化ということにおきまして、一度こういう保育園・幼稚園を見に行く、そういったさまざまな取り組みをやっているところ、拠点にもなっておりますけれど、見に行くということもあっていいかもしれませんが、ほか、何かございますでしょうか。

- ○委員(松尾和樹君) そうしますと、地域包括ケアシステム推進に係って、可児市内の地域包括支援センターですとか、あとは生活支援コーディネーターの方が1名しかいらっしゃらないというところで、委員長が先ほどその方と面談した内容をお話しされていましたけれども、せっかくなので我々もそういった話を聞かせていただくのもよろしいかと思います。
- ○委員長(田原理香君) それは視察と言うよりも、各種団体との懇談会という場でも……。
- ○委員(松尾和樹君) 済みません。視察というところでこの地域包括支援センターが6カ所ありますので、このいずれかで、そこで生活支援コーディネーターの方にも来ていただいてというようなイメージでお話しさせていただきました。
- ○委員長(田原理香君) ありがとうございます。
- ○委員(冨田牧子君) 外国籍の子供たちがふえているということで、先ほどもこども課長のお話でタガログ語とポルトガル語の通訳をさらに1名ふやしたということで、そういう子供たちのいる保育園の様子、それから国際教室としてちょっと取り出し授業をやっていると思うんですけど、蘇南中なんかで。そういうところとか、だから、外国籍の子供たちに関係するところもちょっと見たほうがいいかなと思うんですけど。
- ○副委員長(川合敏己君) 私も国際教室に関しては、確かに一つ大切な部分であるかなと思います。というのは、蘇南中学校では、今渡北小学校もそうですけれども、通級教室もことしから始めていらっしゃるということですので、その状況も含めて見に、特に蘇南中学校か、もしくは今渡北小学校のあたりにお邪魔をして、ちょっと見学をさせていただくというのもありなのかなというふうには思いますね、そういった授業状況というのも。
- ○委員長(田原理香君) ありがとうございます。

ほか、今、ここで決めてしまうわけではありませんが、そういった中でこちらでお調べしておきますので、今おっしゃいましたように幼稚園・保育園のこと。それから、外国籍の子供たちのかかわるさまざまな教室のこと。それから、先ほど松尾委員から地域包括ケアシステムという話でしたが、できればここは現場を見に行く、その中でお話を聞くといったほうが視察としてはよいと思います。地域包括支援センターへ行ってもそこが現場ではないので、これは、例えば後半の、いつも民生委員さんだったり、教育委員の方々だったりとの懇談会がありますけれど、場所はどこになるかわかりませんが、そういう地域包括支援センターの方々やケアマネジャーさんとか、生活支援コーディネーターの方、現場の方々とあわせた懇談会でもいいのかなと思いましたけれど、それはみんなでまた相談させていただきますね。

じゃあ、そういったところで 12 月の委員会の後にお昼からの視察施設をまた検討させていただきます。私委員長と副委員長に、こちらにおきましては御一任いただいてよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

それでは、副委員長と相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、今先ほど懇談会の話が出ましたので、先に懇談会の話をしたいと思います。

これまで教育委員、それから民生委員さんとの懇談会がございましたが、今年度におきまして、大体どこの団体との懇談会ということを皆さんしたらいいかなあと思われますでしょうか。御意見をいただきたいと思います。お考えください。

○委員(冨田牧子君) 去年は教育委員さんとだけ懇談しましたので、今回は教育委員さんはちょっと置いておいて、民生委員さんと懇談したらどうでしょうかね。そうするといろいろ意見も聞けると思いますし。

ただ、いつも民生委員さんの制度の説明をされるんですよね、向こうのほうが。その話ではなくて、もっと具体的な話の中でいろいろ御意見を聞かせていただくとかをやるといいかなと思って、概要は、もし説明していただくんでしたら簡単に説明していただいて、何か3ページぐらいにわたっていろいろあったりしたことがあったので……。

○委員長(田原理香君) そうですね。いつも民生委員さんの御説明で大体1時間半ぐらい終わってしまいますので、正直やりとりにはなかなかつながっていかないので、例えばある何かテーマを設けて、それについて民生委員さんと私どもとちょっとやりとりをさせていただくといった、そんな懇談会もあっていいかと思いますし、もう一つ、先ほど松尾委員から出ました地域包括という現場の中で民生委員さんとつながっているところでもありますが、一緒にするのはどうなんでしょう。やっぱり別のほうがいいかな。

地域包括支援センターの人たちの現場の声とか、そういう方の中で今地域の、先ほども支え合いとか、つながりとか医療連携という話が出ていましたけれど、そういう地域包括ケアシステムにおきましては、地域包括ケアセンターの方は欠かせませんので、そういう現場の声を聞く機会があってもいいかなとは思いますが、非常におもしろいというか、ためになるかと思いますが、この辺につきましてはいかがでしょうか。

- ○委員(冨田牧子君) それから、委員長が前おっしゃっていた地域福祉協力者のことね。あれは私はすごく大事だと思うんですけど、結局、手挙げ方式でやりたいところだけやっているという状況の中で、やっぱり各地域でどういうふうに、民生委員さんだけでは回っていかないいろんなことがあると思うんですけれど、そういうことで福祉協力員さんとの関係とか、そういうお話も伺えたらなと思うんですけど、私の個人的な希望でそういうことは思います。
- ○副委員長(川合敏己君) 例えば災害援助の要援護者リストに基づいて市の職員が訪問するのに地域の民生委員さんにも協力をいただいてとか、ほかにも民生さんていろんなところにかかわり合いながら活動していらっしゃるんですけれども、その実態もしっかりまたレクチャーいただきたいなというのもありますし、また実際それがうまく機能しているのかどうかも含めて、もちろん一生懸命やってくださっているんで機能するようには努めてくださっているんですけれども、ただ、実態として本当に充実した内容として進んでいっているのかどうかも含めて、ちょっとお話を伺いたいなあというふうには私も思います。
- ○委員長(田原理香君) それは民生委員さんと地域福祉協力者と、両方……。
- **○副委員長(川合敏己君)** いや、地域福祉協力者というのは、私の考えは民生児童委員さんでいいのかなと思います。地域福祉協力者の方々は任意でやってくださっている方々ですので、なかなかその方を個別にお呼びしてというのはちょっと難しいのかなというふうに私は思います。

ですので、懇談は民生委員さんでね。

〇委員長(田原理香君) 了解です。民生委員さんが、要は地域の中で活動する中で、いろんな方々とつながっているので、そういうこともあわせてお話をしていただければいいということですね。

済みません。それで、地域包括支援センターはどうしましょう。せっかくですので、そこ に1人とか2人とか入っていただくということは、要らないですか。ここは民生委員だけ。

- **○副委員長(川合敏己君)** 私は民生委員だけでいいと思うんですけれども。
- ○委員長(田原理香君) わかりました。ふだんから民生委員さんが地域の中で活動されている中でのいろいろ思われていることとか、課題だったりとか、現状だったりとかということもありますので、さっきの地域福祉協力者もそうでしょうし、ちょっとその辺について民生委員さんにお話ししていただくと。

あともう一つ、各種団体との懇談会で、今回地域包括ケアシステムというのが課題であるんですけれど、もう一つぐらい、この地域包括ケアセンターの方とか、あんしんづくりサポート委員のメンバーか何かをお呼びするのはどうでしょうか。実際地域福祉懇話会とか、あんしんづくりサポート委員会というのが、可児市の中でそこが結構重点的に動いているところなんですが、そういった方々の中心メンバーとやりとりすることも非常におもしろいかと思いますが、その辺は皆さんいかがでしょうか。

〇委員(冨田牧子君) いや、まずは民生委員さんでいいというふうに思うんですね。その民 生委員さんの話の中でいろいろそういう方との関連はどうですかとか、どういう活動を懇話 会でなさっているのか。懇話会もそれぞれ違いますので、でも、民生委員さんが中心になってやっていただいていると思いますので、この場は民生委員さんと懇談をしてお聞きをするということで、またその中でもっとこういう人たちにも話をということになったら、次にまた懇談するということでどうでしょうか。余り一遍にいろんな形の方とやるのは、結構難しいと思いますよ。

○委員長(田原理香君) わかりました。

まずは、この場は民生委員さんとというところの中で情報共有したり、現状をとにかく共有して進めていくということで、詳しくテーマ、今後そういったことを話し合うテーマにおきましては、もうちょっと近づいてから皆さんにお出しして御相談するということでよろしかったでしょうか。

[「はい」の声あり]

ここの各種団体との懇談会は、ことしは民生委員さんと。その民生委員さんの中から、もちろん地域包括ケアシステムや医療連携のことも当然やっておられるので、そういった話もここでテーマとして出していけたらなというふうに思いますので、そんなところをつくっていきます。

それでは、次に行政視察に行きたいと思います。

先日、皆様から都合の悪い日にペケをつけてねというふうで提出していただきましたが、 ここで再度日程調整をさせていただきたいと思います。

暫時休憩とします。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時48分

○委員長(田原理香君) それでは、暫時休憩を解きたいと思います。

ただいま教育福祉委員会での視察内容におきまして、スケジュールといたしましては、1 泊2日だったり、2泊3日だったり、先方さんがあることですので、まだわからないところ でございます。ただ、皆様から出されたところの中で選んで先方さんと相談をして日にちを 決めるということ。そして、視察先でございますけれども、札幌市、それから江別市、また は東京とございますけれども、これも皆様方からアイデア、御意見をいただきましたのをも とに副委員長と委員長とで御一任いただいて進めていきたいと思いますが、皆さん、これで よろしかったでしょうか。

[「はい」の声あり]

じゃあ、そうさせていただきます。

それでは、以上で本日の案件は全て終わりました。そのほか、何かございましたらお願いいたします。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。ありがとうござい

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月13日

可児市教育福祉委員会委員長